

新型コロナウイルス感染症対策
及び令和3年度政府予算等に
関する提言・要望書

令和2年11月17日

岩手県知事 達増拓也

目次

1	新型コロナウイルス感染症対策の推進	1
	(内閣官房)	
2	新型コロナウイルス感染症に係る風評被害、差別意識の排除の推進	4
	(内閣官房)	
3	新型コロナウイルス感染症対策に係る十分な財政措置	7
	(内閣府)	
4	地方創生の推進を支える財源の確保	8
	(内閣府)	
5	地方への移住・定住の推進及び東京一極集中の是正	10
	(内閣府)	
6	復興の確実な推進に必要な予算の確保	15
	(復興庁)	
7	復興事業(ハード事業)完了までの支援の継続	17
	(復興庁・国土交通省)	
8	新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者等への税負担の軽減	19
	(総務省)	
9	地方の税財源の確保・充実	20
	(総務省)	
10	過疎地域の新たな振興対策	22
	(総務省)	
11	新型コロナウイルス感染症対策に係る教育への支援	25
	(文部科学省)	
12	国際リニアコライダー(ILC)の実現	28
	(内閣府・復興庁・文部科学省・経済産業省・国土交通省)	
13	新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制の拡充・強化	31
	(厚生労働省)	
14	新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用維持に対する支援	34
	(厚生労働省)	
15	新型コロナウイルス感染症による米の需要停滞への対応	37
	(農林水産省)	
16	新型コロナウイルス感染症対策に係る農林漁業者に対する支援	38
	(農林水産省・林野庁・水産庁)	
17	家畜防疫対策への万全な対応	42
	(農林水産省)	

18	農業農村整備事業関係予算の確保	45
	(農林水産省)	
19	主要な水産物の不漁に対する対策の強化	47
	(水産庁)	
20	新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者等への支援	50
	(経済産業省)	
21	新型コロナウイルス感染症対策に係る観光需要回復への支援	61
	(国土交通省)	
22	新型コロナウイルス感染症対策に係る公共交通事業者に対する財政支援	64
	(国土交通省)	
23	「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長・拡充等	67
	(国土交通省)	

1 新型コロナウイルス感染症対策の推進

秋冬の季節性インフルエンザの流行期も見据えた、新型コロナウイルス感染症対策を推進することが喫緊の課題となっています。

医療資源が限られている岩手県においては、医療提供体制における大きな支障の発生を避けるため、積極的に実効性のある感染対策を講じることが必要であることから、新型コロナウイルス感染症対策の推進について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 特別措置法に基づく休業要請の運用等の見直し

休業要請・指示等による感染拡大防止策の措置に伴う補償金的な「協力金」について制度化するとともに、休業要請等を行う際の国への事前協議を不要とするよう要望します。

2 「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」の積極的な啓発の継続

「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」の積極的な啓発を継続し、併せて軽症のまま感染を広げる恐れのある若者層に対する更なる啓発を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 特別措置法に基づく休業要請等の運用基準や法的な枠組みの見直し

- 特別措置法では、国の緊急事態宣言のもと、知事自らの判断で、都道府県内の感染拡大防止や社会経済維持のために、外出の自粛や、休業等の要請・解除が出来ることとされている。
- 岩手県においても、特別措置法に基づき、緊急事態宣言発令時には休業要請を行ったが、特措法においては、休業要請・指示に協力する事業者への支援の枠組みが十分ではないことから、岩手県では「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、独自に協力金の制度を設けて対応を行ったもの。

(休業要請に係る協力金の概要について)

緊急事態措置として4月25日から5月6日までの間、特措法第24条第9項に基づき、現にクラスターが発生していた「接待を伴う飲食店」と、都道府県をまたぐ人の移動に関する施設に対し使用制限（休業）の協力要請を行った。

また、4月25日から5月6日までの間、休業の協力の要請に応じて、施設の使用停止に全面的に協力した県内の中小企業者に対し、協力金（10万円）を支給した。（協力申請書を送付 計814件）

・休業の協力の要請を行った施設（第24条第9項）

施設の種類	内 訳
接待飲食等営業店	キャバレー、ナイトクラブ、スナック（接待を伴う店舗に限る） ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく接待飲食等営業1号営業の店舗
運動施設・遊技場	スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター
映画館等	劇場・観覧場・映画館・演芸場、ライブハウス
集会・展示施設（床面積の合計が1,000㎡以上）	集会場、公会堂、展示場
商業施設（生活必需物資販売施設以外の施設）	大型ショッピングモール※、大型百貨店 ※店舗面積が30,000㎡以上のもの

・感染拡大防止協力金の受付状況（8月28日時点）※8月末で受付終了
680件の申請を受付、支払いを順次行っている。

- 特別措置法では、知事自らの判断で外出自粛や休業等の要請・解除が出来ることとされている一方で、国の対策本部で決定している基本的対処方針では、知事が休業要請等を実施する際には国への事前協議が必要とされており、基本的対処方針が法律上の規定を上回るような手続きを求めている。

2 「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」の積極的な啓発の継続

- 岩手県では、県民への「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」の浸透を図るため、若年層の利用が比較的高いSNSを活用し、LINE公式アカウント「岩手県-新型コロナ対策パーソナルサポート」によるサービス「もしサポ岩手」や「ビジサポ岩手」の普及啓発、また、飲食店等への「感染症対策実行宣言」ステッカー等の配布や感染症対策のモデル店舗の選定を通じた業種別ガイドラインに取り組みやすい環境整備等を行っているところ。（各取組の詳細は以下のとおり）

（「もしサポ岩手」や「ビジサポ岩手」の取組）

○ 「もしサポ岩手」の取組状況

・概要

施設やイベント会場などに掲示されたQRコードをLINEアプリで読み取ることで、感染が判明し、県が不特定の方への感染の恐れがあると判断した場合に、LINEを活用して岩手県から感染拡大防止に向けたお知らせを行うサービス

・登録状況

10月22日時点で1,412施設・イベント等において登録

・その他

101施設から取組事例の提供をいただき、県内の感染対策の取組を推進するため、県のホームページやLINEにより紹介している。



○ 「ピジサポ岩手」の取組状況

・概要

新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、感染拡大防止対策の水準の向上とともに、オール岩手で「にぎわいの場」を創出することが重要との観点から、「買うなら岩手のもの運動」の一環として、岩手県内における飲食店等の消費活性化のため、岩手県公式 LINE アカウントの「もしサポ岩手」を活用し、お店に代わってクーポン配信を行い、市町村、商店街等と連携して地域のにぎわい創出につながるよう県がサポートするもの。

・実施状況

10月9日時点で8イベント等と連携し実施



(「感染症対策実行宣言」ステッカー等の配布)

○ 概要

- ・感染症対策を実施する店舗を支援するため、「感染症対策実行宣言」に係るステッカー及びポスターを8月7日から県ホームページで配信
- ・現在、感染症対策に係る岩手県の補助金を受ける中小企業者等に対し配布を実施中

○ 配布状況

9月30日時点で1,925店舗に配付等を実施



(感染症対策のモデル店舗の選定を通じた環境整備)

○ 概要

- ・ガイドライン対応に取り組みやすい環境を整えるため、生活衛生同業組合及び生活衛生営業指導センターが協働して岩手県内各地にモデル店舗を選定
- ・各モデル店舗において、ガイドライン導入のノウハウ等に係る現地勉強会を開催（飲食店の経営者70名が参加）
- ・勉強会には地域内の飲食店等に参加いただき、モデル店舗経営者から設備導入に係る費用等に加え、従業員教育等について解説

○ 選定数

岩手県内11店舗を選定

(その他)

- ホームページへの「新しい生活様式」の実践に係るチラシの掲載
- 「新しい生活様式」の実践に係る新聞への広告掲載及びテレビ、ラジオによる広報の実施

【県担当部局】保健福祉部 保健福祉企画室（新型コロナウイルス感染症担当）

2 新型コロナウイルス感染症に係る風評被害、差別意識の排除の推進

新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものですが、感染が確認された際、患者やその家族、治療・対策に携わった方々等の人権を侵害する事案が発生しています。

人権擁護の観点から誹謗中傷等は決して許されないほか、症状のある方がそのことを恐れ、受診や検査を控えることによる、見えない感染拡大を防ぐ必要があります。

また、医療機関や医療関係者をはじめ、ライフライン、物流、保育や障がい者・高齢者福祉など、県民生活に不可欠なサービスの提供に従事している方に対する新型コロナウイルス感染症に係る風評被害、差別意識の排除の推進が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症に係る風評被害、差別意識の排除の推進

患者やその家族、医療機関や医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカー等に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではないことから、感染症の特性について継続的に国民に対し十分に説明するとともに、相談窓口の充実・強化など、人権や風評被害に配慮した対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 誹謗中傷に係る県の基本方針について

岩手県新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月26日）において、人権への配慮として、患者やその家族、治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案がみられることから、こうした事態が生じないように適切に取り組むこととしている。

2 岩手県の感染者に対する誹謗中傷に係る取り組みについて

○ 県民への呼びかけ

県ホームページやSNS、新聞紙面広告により、県民の皆さまに対して、優しい気持ちを持ち、冷静な対応をするよう呼びかけており、今後も偏見や差別につながる行為の発生が懸念されることから継続した対応が必要。

○ 証拠保存

県では、ツイッターやLINEといったSNSを活用して、県民の皆さまへ広く新型コロナウイルス感染症に関する情報発信を行っているが、このような県が管理するアカウントに対して、感染された方への誹謗中傷や個人情報を特定するような悪質な書き込みがあった場合に、これを画像で保存するとともに、被害者からの求めに応じて保存した画像を提供していく取組を進めている。

○ 相談対応

誹謗中傷に関する苦情など、新型コロナウイルス感染症全般に関する相談窓口としてコールセンターを設置のうえ対応しているが、相談内容によっては警察や法務局の人権相談所を案内している。

○ 法律的な協力要請

誹謗中傷等の被害者が、法的手段を講じようとする場合には、全面的に協力いただくよう、岩手弁護士会に対してお願いしている。

○ LINEを活用した医療従事者等へのエール

- 改めて県民が一丸となって新型コロナの脅威を乗り越えて行くための一体感を醸成する契機とするため、医療現場の最前線で感染症の対応にあたっている医師や看護師をはじめとする医療従事者等へのエール（応援メッセージ）を募集。



- 県民から頂いたエールについては、県HPやLINEをはじめとしたSNS等により公表するとともに、ショートムービーを作成の上、公開を予定。

- また、東北電力ネットワーク株式会社岩手支社の協力の下、10月24日（土）、25日（日）に、医療従事者等へのエールを込めて、無線鉄塔をブルーにライトアップした。



○ これまでの相談件数（令和2年4月～9月）

相談者		患者・濃厚接触者とその家族	医療・介護従事者等とその家族	(医療・介護を除く)エッセンシャルワーカーとその家族	風評被害を受けた学校・企業等の関係者	その他 (「県外ナンバー」車の所有者 他)	総数	
相談内容								
デマや偏見に関すること		2	0	1	0	15	18	
と差別行為に関するこ	商品・サービス等の提供拒否 (例:入店拒否、宿泊拒否等)	1	0	0	0	3	4	
	個人や団体を侮辱・中傷する	インターネット上での書き込み	0	0	0	0	0	0
		(インターネット上の書き込み以外の)発言、落書き、手紙、等	0	0	0	0	1	1
雇用に関すること		0	1	0	0	1	2	
その他		0	0	0	0	11	11	
総数		3	1	1	0	31	36	

○ 主な事案

他県から転勤により令和元年10月から岩手県に住んでいるが、中学生と小学生の子ども達が「コロナ県」と言われるなどいじめられたり、県外ナンバーの車を見て「観光自粛なのに、県外から何しに来たのだ」と言われたりした。

従業員が感染したことについて、ホームページで公表したところ、県内外から「感染した人間はクビにしたのか」「従業員の指導がなっていない」といった本人や会社を攻撃するような電話やメールが100件近く寄せられたほか、会社付近に車で乗り付ける人もいたことから、所轄の警察署に相談し、警察の巡回が強化された。

これを受け、県では、県が管理するアカウントに対して、誹謗中傷や本人を特定するような書き込み等があった場合には、画像保存するなどの取組を始めた。

患者が、仕事で着用する制服を、家族に頼んで、クリーニング店に持って行ってもらったところ、患者の職場にクリーニング店から連絡があり、「コロナの洗濯はできません」「洗濯物を取りに来てください」と言われたとのことであり、本人氏名が公表されていないにもかかわらず、個人が特定されている状況である。

3 国の動き

- 政府は、基本的対処方針において、患者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族等に対する偏見や差別被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施することとしている。
- 厚生労働省は、医療従事者に対する正しい理解と行動を促す啓発用チラシを作成しHP等への掲出を行っている。
- 各都道府県における同様の対策を推進するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設するとともに、適宜拡充している。(本県においては、県民向け広報事業に当該交付金を活用)
- 法務省においては、各法務局に人権相談窓口を設置し、インターネット又は電話による相談を中心に対応を行っている。
- 政府が設置している新型コロナウイルス感染症対策分科会の「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」(10/16時点で計3回開催)において、これまでの実態を踏まえた対応方針等について検討を行っている。

【県担当部局】保健福祉部 保健福祉企画室（新型コロナウイルス感染症担当）

3 新型コロナウイルス感染症対策に係る十分な財政措置

新型コロナウイルス感染症に係る対応について、令和2年度においては、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」により、感染拡大の防止、社会経済活動の回復等の地域の実情に応じた対策への財政措置が行われてきたところですが、依然として感染症の収束が見えない状況であることから、これらに係る財政措置について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の継続と十分な額の確保及び柔軟な運用

新型コロナウイルスの感染拡大の防止や社会経済活動の回復の取組は、長丁場となることが想定されるため、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に応じて行う地方単独事業についても、財政運営に支障が生じることのないよう、交付金の積み増しを行うほか、令和3年度も「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を継続し、十分な額を確保するとともに、交付対象外とされている職員の人件費等の使途の拡大や基金対象事業の弾力化、実施計画の柔軟な変更など、柔軟な運用を図るよう要望します。

【現状と課題】

- 令和2年度の国の補正予算において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が3兆円確保され、感染拡大の防止や社会経済活動の回復などの取組を実施しているが、未だ感染症の収束が見えていない状況であり、市町村分も含め、増額が必要。
- 令和3年度においても、感染が収束するまでの間は、感染拡大の防止や社会経済活動の回復の取組を続けていく必要があり、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう交付金の制度の継続と十分な額の確保が必要。
- 職員の人件費など交付対象外とされている経費についても、新型コロナウイルス感染症の対応で必要な経費は交付対象とするなど使途の拡大が必要。
- 感染状況は日々変化しており、感染状況の変化に応じた迅速かつ的確な対策が必要であることから、利子補給や保証料補給などに限定される基金対象事業の積立要件の弾力化や、交付金の事業費の2割以内の減額の場合以外などに必要となる交付金実施計画の変更について柔軟な変更を認める運用が必要。

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課
総務部 財政課
ふるさと振興部 地域振興室

4 地方創生の推進を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要です。

ついては、地方の自主性や主体性が最大限に発揮できるための十分な財源の確保が不可欠であることから、地方の一般財源総額の確保を含めた財政措置について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 まち・ひと・しごと創生事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続し、十分な額を確保するとともに、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするよう要望します。

2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、第2期総合戦略の期間においても、十分な額の財源を確保するよう要望します。

また、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、交付金の趣旨に沿った事業については、対象分野や対象経費の制約などは大幅に排除し、真に使い勝手の良い制度とするとともに、その配分に当たっては、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、自治体の財政力を考慮した算定とするよう要望します。

【現状と課題】

1 まち・ひと・しごと創生事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

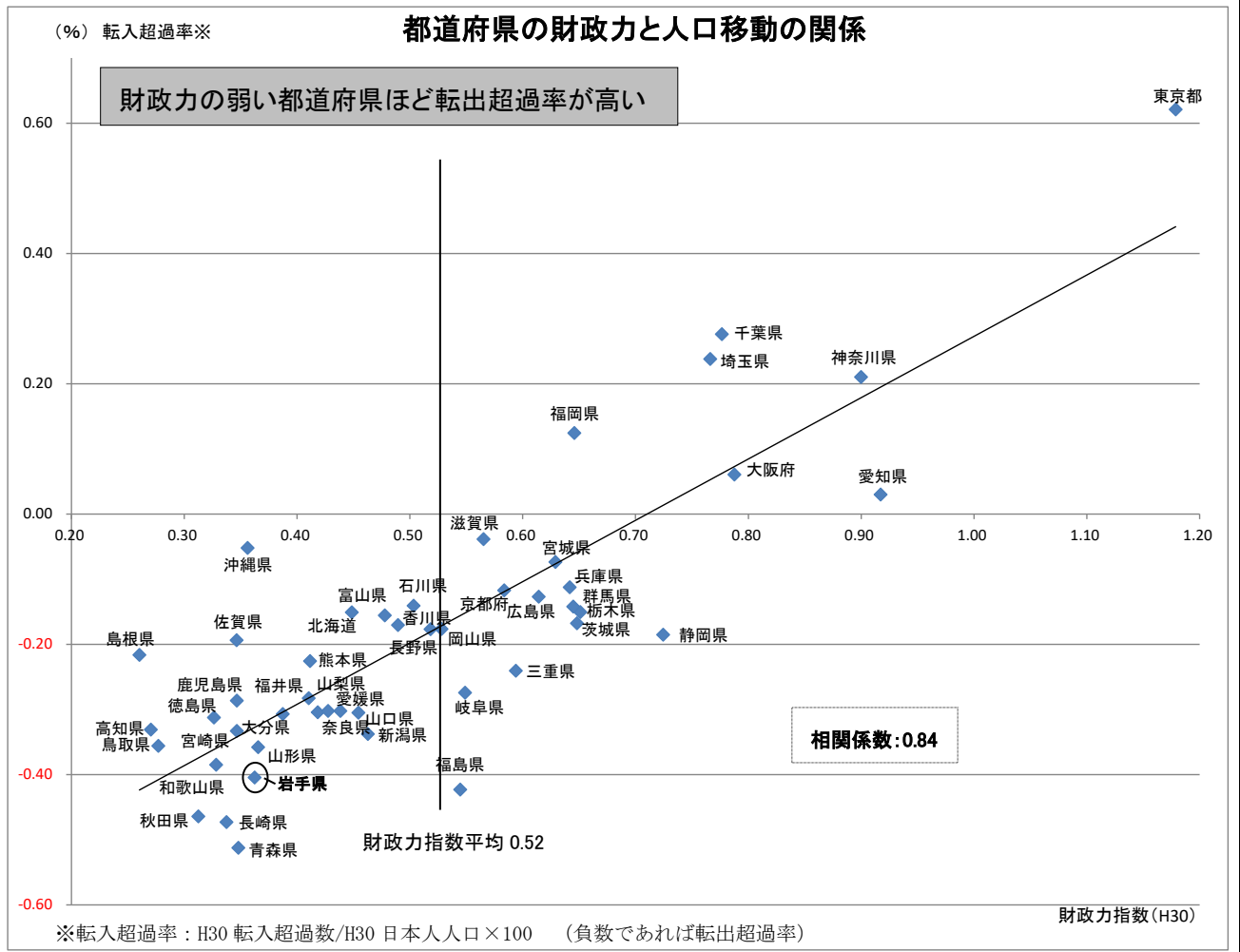
- まち・ひと・しごと創生事業費の地方交付税の算定に当たって設けられた人口減少等特別対策事業費については、下記の指標が設定されているところ。

取組の必要度 (3,800 億円)	取組の成果 (2,200 億円)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率 ・有効求人倍率 ・1人あたり各産業の売上高 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率 ・出生率 ・年少者人口比率 ・東京圏への転出入人口比率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・県内大学進学者割合 ・新規学卒者の県内就職割合 ・若年者就業率 ・女性就業率

- 上記指標は、地方の独自の努力に基づき変動が生じることはもちろんであるが、国の政策や現在の人口の集積の度合いなどにも大きく左右されるところであり、より客観的な指標の検討が必要。
- 地方交付税は、客観的にあるべき財政需要に対して保障するものであり、地方が人口減少対策に安定的に取り組んでいけるよう、「取組の必要度」を重視することが必要。

2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

- 人口移動は、財政力の低い都道府県ほど人口の転出率が高い状況。全国的に地方創生に取り組む中、財政力の低い自治体からますます人口流出するおそれが高く、人口流出が進む地域に配慮した交付金（地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金）の配分が必要。



【県担当部局】 政策企画部 政策企画課
総務部 財政課

5 地方への移住・定住の推進及び東京一極集中の是正

国においては、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、地方創生により将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することを目指し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を展開されており、令和元年12月20日には、東京圏から地方への人の流れの加速化に向け、移住支援事業の要件の緩和なども盛り込まれた第2期総合戦略が決定されたところです。

しかし、未だに東京圏には日本の総人口の29%（2019年）もの人が住み、人口の集中度合いは高いまま推移しているところであり、地方への新しい人の流れを一層加速し、人口減少を克服する施策の強化は、国を挙げての重要課題であると認識しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響を鑑みると、大都市部への過度な一極集中に伴うリスクの減少・回避の必要性が改めて認識されたところであり、令和2年7月17日に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」においても、感染症の拡大に伴う国民の意識・行動変化を逃すことなく、地方創生の実現に向けた取組を加速し、東京一極集中の是正に向けた取組を強化することが明記されています。

については、地方がそれぞれの特徴を生かした移住・定住施策を実施するとともに、地方創生を担う人材を育成する高等教育機関の地方分散等の国を挙げた取組の強化、地方大学の魅力を高める施策の充実が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方への移住・定住促進への支援

令和元年度に創設された地方創生移住支援事業について、東京圏から地方への人の流れを加速するため、移住元に関する年数要件の廃止及び地理的要件の更なる緩和と、支給対象者が在住する東京23区等での周知・広報の一層の充実を図るとともに、必要な財源を確保するよう要望します。

また、産業再配置や地方への産業拠点の移転、東京圏に本社を有する企業のサテライトオフィスの開設促進のほか、地方でのテレワーク実施などの柔軟な働き方や生活を希望する個人への支援を充実させるとともに、東京圏から遠隔にある地方や条件不利地への移住に対する支援を手厚くするなど、人の流れを創出する効果的な施策を展開するよう要望します。

2 高等教育機関の地方分散と地方大学の振興

高等教育機関の東京圏への集中は、東京一極集中を加速させる要因とも考えられることから、東京圏における大学の定員の抑制及び地方への高等教育機関の分散等について、引き続き積極的に推進するよう要望します。

また、優秀な教員の確保や研究費の増額や、地方創生の更なる深化に向けて大学が中心となって実施する人材育成や地元定着の取組支援、大学が行う地域活性化への取組支援など、私立大学も含めた地方大学の魅力を高める施策に取り組むよう要望します。

さらに、地方大学の持続可能な運営が図られるよう、その運営基盤を支える運営費交付金等の財政支援の充実を要望します。

【現状と課題】

1 地方への移住・定住促進への支援

- 地方創生の取組が始まってから5年以上が経過したが、令和元年の東京圏の転入超過は約14万9千人を記録するなど、東京一極集中は拡大傾向となっている。

《東京圏への転入超過数の推移》

(単位：人)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
転入者数	493,236	516,109	509,249	516,699	530,124	540,140
転出者数	377,188	388,486	383,967	391,169	390,256	391,357
転入超過数	116,048	127,623	125,282	125,530	139,868	148,783

総務省統計局住民基本台帳人口移動報告

- 国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、東北地方出身者の東京圏在住の割合は18.4%と、他の圏域出身者の東京圏在住の割合に比べて高い。

東京圏から東北地方への移住促進は、東京一極集中是正の根幹をなす施策であり、政府においては、地方移住の率先的な取組が必要。

出生地ブロック別に見た現住地ブロックの割合

出生地	現住地											
	北海道	東北	北関東	東京圏	中部	北陸	中京圏	大阪圏	京阪周辺	中国	四国	九州・沖縄
北海道	79.4%	1.4%	0.8%	13.4%	0.8%	0.2%	1.5%	1.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.4%
東北	1.3%	74.6%	2.1%	18.4%	1.1%	0.2%	0.7%	0.8%	0.1%	0.2%	0.1%	0.4%
北関東	0.2%	1.1%	79.9%	16.2%	0.6%	0.1%	0.5%	0.6%	0.1%	0.2%	0.1%	0.4%
東京圏	0.5%	1.0%	2.1%	91.2%	1.3%	0.2%	0.9%	1.2%	0.2%	0.4%	0.1%	0.8%
中部	0.3%	0.6%	1.0%	15.6%	77.3%	0.4%	2.8%	1.3%	0.2%	0.3%	0.1%	0.3%
北陸	0.2%	0.2%	0.3%	8.8%	0.8%	80.0%	2.8%	4.8%	0.9%	0.4%	0.2%	0.5%
中京圏	0.1%	0.2%	0.3%	5.0%	1.1%	0.3%	88.2%	2.8%	0.7%	0.3%	0.2%	0.6%
大阪圏	0.1%	0.2%	0.3%	7.0%	0.5%	0.4%	2.2%	81.6%	4.0%	1.5%	0.8%	1.4%
京阪周辺	0.2%	0.1%	0.5%	3.8%	0.5%	0.3%	3.0%	16.2%	73.8%	0.6%	0.4%	0.7%
中国	0.1%	0.2%	0.3%	7.5%	0.4%	0.2%	1.2%	9.4%	0.9%	76.6%	1.0%	2.1%
四国	0.1%	0.2%	0.4%	7.8%	0.5%	0.1%	1.6%	11.7%	1.4%	2.8%	72.1%	1.3%
九州・沖縄	0.2%	0.2%	0.5%	9.8%	0.8%	0.2%	2.7%	6.1%	0.9%	1.8%	0.5%	76.3%
国外	3.3%	3.2%	3.3%	34.1%	6.1%	2.3%	8.6%	19.2%	2.2%	5.5%	1.6%	10.6%
計	4.2%	7.1%	5.5%	29.1%	7.1%	2.4%	9.1%	13.6%	3.0%	5.9%	3.0%	10.0%

2016年 第8回人口移動調査(国立社会保障・人口問題研究所)

他圏域に比べ、東京圏と東北地方との関係が高い。

- 国では、過度な東京圏への一極集中の是正や、地方の担い手不足対策のため、令和元年度、地方創生移住支援事業を創設した。
※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

ア 事業概要

東京 23 区から東京圏外に移住し、移住支援事業を実施する都道府県が選定した中小企業等に就職した方又は起業支援金の交付決定を受けた方に都道府県と市町村が共同で交付金を支給するもの。

なお、令和元年 12 月に支給対象者の移住元要件及び対象企業要件の一部緩和が行われた。

イ 課題

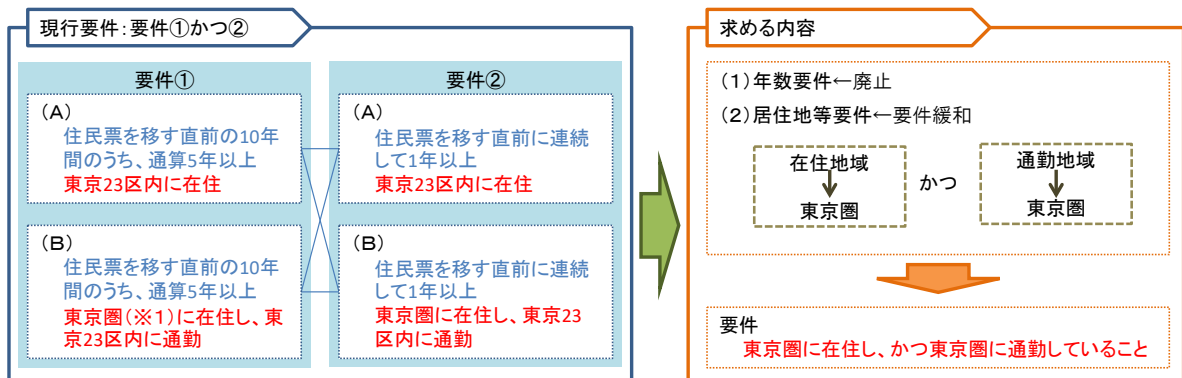
(ア) 東京圏への人口集中の是正を加速するためには、条件不利地を除く東京圏から地方への移住の促進が必要であることから、東京 23 区に限定している在住・通勤年数の緩和が必要であること。

(イ) 移住支援金に係る相談や問い合わせの多くは、東京 23 区以外の東京圏在住者や就業者からの要件に関する内容であり、支援対象者居住地域での制度周知や広報の一層の充実が必要であること。

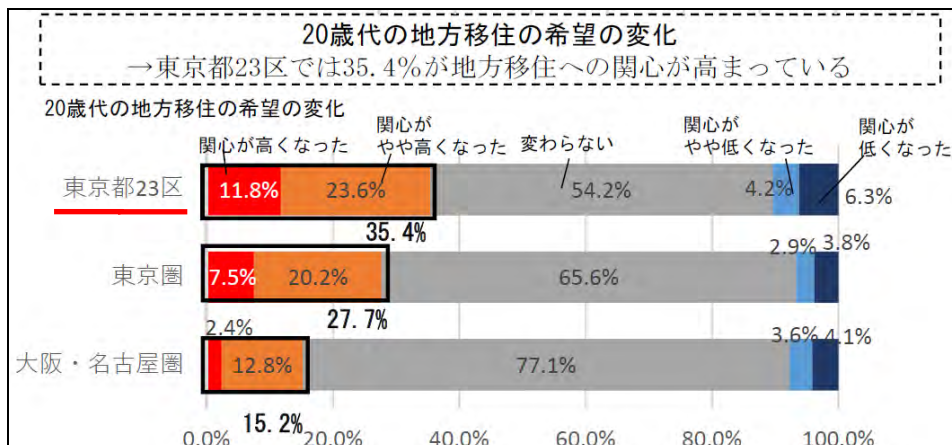
ウ 求める要件

次のとおり年数要件の廃止及び居住地等要件の緩和を求める。

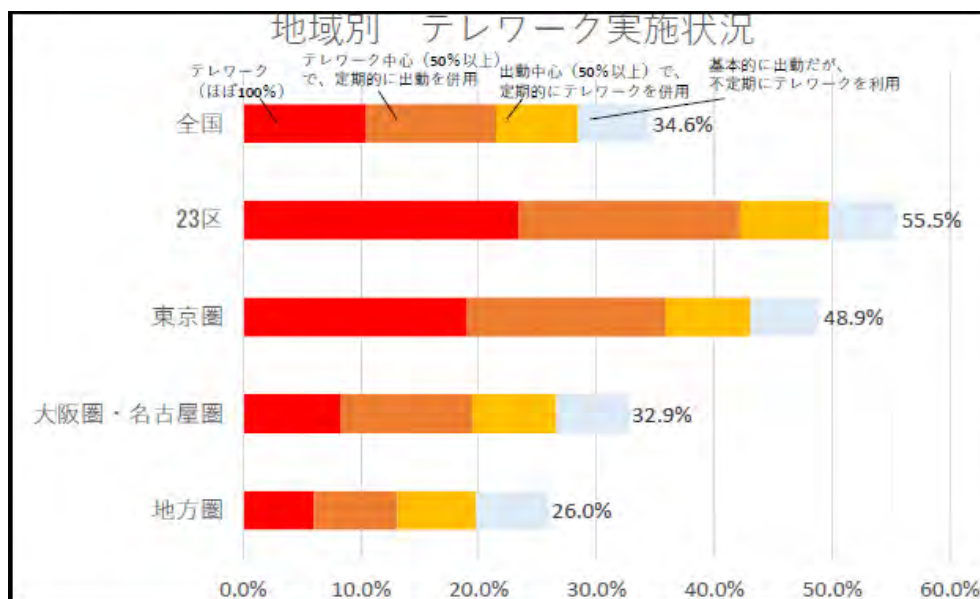
「東京圏（条件不利地を除く。以下同じ。）に在住し、かつ東京圏に通勤していること。」



- 内閣府が令和 2 年 6 月 21 日に発表した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（以下「意識等調査」という。）結果によると、東京 23 区に居住する 20 代の 35.4%が地方移住への関心が「高くなった」「やや高くなった」と回答するなど、若者の地方移住への関心が高まっている。



- また、意識等調査結果によると、東京 23 区居住者の 55.5%がテレワークを実施しており、2割を超える方は「ほぼ 100%テレワーク」であるなど、東京圏の業務を地方で行う可能性が示された。



- 高等教育機関の学校数及び学生数は東京圏に集中しており、進学期における東京圏への転出を加速させる一つの要因。特に私立の教育機関の偏在は大きく、国による一定の地方分散施策が必要。

《高等教育機関と圏域別分布》

	人口 ※1		高等教育機関 ※2			
	人数 (万人)	構成比	学校数 (校)	構成比	学生数 (人)	構成比
北海道	532	4.2%	58	5.0%	97,996	3.2%
東北	884	7.0%	84	7.2%	139,230	4.5%
北関東	681	5.4%	53	4.5%	102,806	3.3%
東京圏	3,644	28.8%	298	25.5%	1,214,274	39.4%
中部・北陸	1,182	9.3%	110	9.4%	175,191	5.7%
中京圏	1,133	8.9%	111	9.5%	248,400	8.1%
大阪圏	1,692	13.4%	183	15.6%	556,927	18.0%
京阪周辺	371	2.9%	32	2.7%	70,131	2.3%
中国	737	5.8%	81	6.9%	153,998	5.0%
四国	379	3.0%	33	2.8%	59,975	1.9%
九州・沖縄	1,436	11.3%	127	10.9%	266,733	8.6%
合計	12,671	100.0%	1,170	100.0%	3,085,661	100.0%

※1 総務省統計局人口推計 (平成 29 年 10 月 1 日現在)

※2 平成 30 年度学校基本調査 (大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の計)

- 地方創生の更なる展開に向けて、地方大学における自立に向けた自主的努力と国による次なる支援策を組み合わせた相乗的な取組推進が必要。

2 高等教育機関の地方分散と地方大学の振興

- 国立大学法人岩手大学における運営費交付金は、震災以降、一時復興関連事業の実施に伴い、増額されていたが、プロジェクト事業による増加分を除けば、減少傾向にある。

(単位：億円)

年度	H16	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
運営費交付金 決算額	76.5	74.0	70.7	70.2	72.1	82.5	82.9	80.7	79.2	69.3	71.4	71.7	75.4

※ H24～27年度は、震災復興関連事業によって増額。H29～R1年度はプロジェクト事業等によって増額。

(出典) 国立大学法人岩手大学決算報告書

- 国における運営費交付金の全体予算額においても、平成25年度までは一貫して減少し、近年は横ばい傾向にある。なお、近年、運営費交付金中の基幹経費を毎年一定割合で削減し、年度ごとの評価に基づいて、特定の戦略・目的等に関連付けられた経費として再配分される仕組みが導入され、この再配分の割合が拡大する方向にあり、法人による中長期的な視点に立った自律的・戦略的な経営が困難。

(単位：億円)

年度	H16	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
予算額	12,415	12,214	12,043	11,813	11,695	11,585	11,528	11,366
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
予算額	10,792	11,123	10,945	10,945	10,970 ^{※1}	10,971 ^{※1}	10,971	11,070 ^{※2}

※1 国立大学法人機能強化促進費を含む (H29：45億円、H30：89億円。令和元年度は廃止され、再配分の原資に活用)。

※2 高等教育修学支援新制度の授業料等減免分 (内閣府計上) の264億円を含む。

(出典) 第4回 非社会保障ワーキング・グループ (H27.10.28) の配布資料に以後の予算額を追記

- 公立大学への運営費交付金については、地方交付税措置が講じられているが、実態に見合った算定がなされていない。また、トップランナー方式が導入され、基準財政需要額が毎年度減少。実態との乖離が拡大し、円滑な大学運営に影響を及ぼすおそれ。

[岩手県立大学運営費交付金 (通常分) と基準財政需要額の算定額 (R1 ベース)]

(単位：億円)

運営費交付金 (A)	基準財政需要額 (B)	差引 (B-A)
37.8	23.4	△14.4

[地方交付税 (公立大学) のトップランナー方式の影響額 (総務省による算定額)]

- ・ 理科系学部の経費水準 (学生1人当たり)
H28：1,694千円 ⇒ R3：1,460千円 (△13.8%)
- ・ 保健系学部の経費水準 (学生1人当たり)
H28：1,938千円 ⇒ R3：1,668千円 (△13.9%)

【県担当部局】 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室
ふるさと振興部 地域振興室、学事振興課

6 復興の確実な推進に必要な予算の確保

震災からの復旧・復興事業に対しては、これまで手厚い財政支援措置が講じられてきたところであり、令和2年7月には、第2期復興・創生期間を含めた、平成23年度から令和7年度までの復興財源フレームの見直しについて決定し、第2期復興・創生期間における事業規模や、国として必要な財源を確保できる見込みであることが示され、令和3年度以降も必要な復興施策を進めていくことが可能となったところです。

今後においても、復旧・復興事業に必要な予算の確保と被災地方公共団体のニーズに対応するための財政措置の継続が必要となることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 復興の確実な推進に必要な予算の確保

国においては、令和2年7月に決定された「令和3年度以降の復興の取組について」に基づいて、復興に必要な予算が確実に措置されるよう要望します。

2 柔軟な財政措置の継続

令和3年度以降も、被災地方公共団体において、被災地の変化するニーズに柔軟に対応できるよう、復興交付金の効果促進事業に代わる自由度の高い財政措置の継続を要望します。

3 復興特区等に係る税制上の特例措置等の継続

復興特区や被災代替資産等における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、著しい被害を受けた被災地が引き続き、着実に産業復興や住宅再建等に取り組めるよう、令和3年度以降も沿岸地域における現行の措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 復興の確実な推進に必要な予算の確保

- 国においては、令和2年7月に、第2期復興・創生期間を含めた平成23年度から令和7年度までの復興財源フレームの見直しについて決定し、第2期復興・創生期間における岩手県の事業規模は0.1兆円程度と見込まれることや、国として必要な財源を確保できる見込みであることが示され、岩手県及び市町村が必要と見込んでいる事業規模と概ね一致しているところ。
- 令和3年度以降も、この財源フレームに基づき、必要な復興施策を進めていくことができるよう、必要な予算の確実な措置が必要。

2 柔軟な財政措置の継続

- 国においては、東日本大震災復興交付金は、交付金事業の確実な終了に向け必要な措置を講じた上で、第1期復興・創生期間の終了をもって廃止することとされているところ。
- 被災地においては、宅地造成後のまちのにぎわいの創出や移転元地の利活用に向けた取組を含め、令和3年度以降も取り組むべき課題もあることから、被災地の変化するニーズに柔軟に対応できるよう、復興交付金の効果促進事業に代わる自由度の高い財政措置の継続が必要。

3 復興特区や被災代替資産等に係る税制上の特例措置等の継続

- 復興産業集積に係る復興特区制度は、多くの事業者が指定を受け、被災者の雇用や設備投資に活用されている状況。

事業者数	被災者等の 雇用計画の総数	施設・機械等の 投資計画の総額
570 者	14,562 人	9,279 億円

(令和2年3月31日現在)

- 令和3年4月1日から対象区域を沿岸市町村に重点化する政令が令和2年9月29日に閣議決定されたところであるが、津波被害が甚大な沿岸地域には、基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残っていることから、著しい被害を受けた被災地が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、被災地の意見等を十分に踏まえ、令和3年度以降も沿岸地域において現在と同様の措置率や要件のもとで活用できる特例措置の継続が必要。

復興特区における主な税制上の特例措置		特例措置の見直し状況		
制度区分		～H28.3.31	H28.4.1～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31
設備投資に係る特例 (法人税等)	特別償却	機械装置 100% 建物等 25%	機械装置 50% 建物等 25%	機械装置 34% (50%) 建物等 17% (25%)
	税額控除	機械装置 15% 建物等 8%	機械装置 15% 建物等 8%	機械装置 10% (15%) 建物等 6% (8%)
雇用に係る税額控除 (法人税等)		10%	10%	7% (10%)

※ カッコ内の割合は、沿岸12市町村に限る。

- 被災代替資産等の税制特例についても、今後も被災事業者の事業再開や被災者の住宅再建等に対するきめ細かい支援に取り組めるよう、被災代替資産、被災代替家屋及びその敷地に係る特例措置等の復興関連税制等について、現行の特例措置の継続が必要。

【県担当部局】復興局 復興推進課

ふるさと振興部 市町村課

7 復興事業（ハード事業）完了までの支援の継続

東日本大震災津波の発災から9年が経過し、被災地では防潮堤や水門、道路等の復興事業が着実に進んでいます。これらの復興事業が完了するまでの支援の継続が必要なことから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 復興事業（ハード事業）完了までの支援の継続

防潮堤、水門等の海岸保全施設や港湾施設の整備、災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けた道路整備等の復興事業について、事業が完了するまでの間、支援を継続するよう要望します。

2 施工確保対策の支援の継続

復興事業の施工確保対策について、現在適用している復興係数を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 復興事業（ハード事業）完了までの支援の継続

- 令和元年12月20日に閣議決定された「復興・創生期間後の基本方針」において、社会資本整備総合交付金（復興）については、第1期復興・創生期間の終了をもって廃止、復興交付金については、事業の確実な終了に向け必要な措置を講じた上で廃止、することが明記。
- 岩手県では、市町村のまちづくりと一体となった防潮堤、水門等の海岸保全施設、港湾施設や被災地の復興を牽引する道路等を整備しており、第1期復興・創生期間内にほとんどの事業は完了する見通しとなっているが、一部の事業については、やむを得ない事情により用地取得、関連工事との調整等に時間を要したため、第1期復興・創生期間内に完了しない可能性がある。
- 公共インフラの整備等のハード事業については、県民の安全・安心の確保等のために迅速に事業を完了させる必要があり、第1期復興・創生期間後においても事業が完了するまでの間、支援の継続が必要。

2 施工確保対策の支援の継続

- 建設資機材及び労働者確保等における市場動向と積算基準の乖離等により、入札不調・不落が発生。
- 国においては、施工確保対策として、実態調査に基づき間接工事費の割り増しを行う「復興係数」を導入し、令和2年度においても継続。
 - 補正係数：共通仮設費 1.5
 - 現場管理費 1.2
- 入札不調の発生率は、平成26年度をピークに減少しているが、震災前よりも高止まりの状況。

岩手県の入札取止め発生状況（知事部局及び教育委員会、警察本部）

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
発生率	3%	9%	12%	21%	21%	9%	10%	19%	19%	15%

- 岩手県では、復興事業と併せて平成28年台風第10号災害及び令和元年東日本台風災害からの復旧等を着実に推進するための施工確保対策が不可欠であり、間接工事費における復興係数の継続が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、建設技術振興課

8 新型コロナウイルス感染症対策に係る 事業者等への税負担の軽減

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民生活や経済雇用の困窮が高まり、多くの事業者は厳しい経営状況に置かれています。

今年度、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として措置された「徴収猶予の特例制度」は、多くの事業者が活用している一方で、猶予期間終了後の税負担がさらなる困窮につながることを懸念され、その対応が課題となっております。

今後、新型コロナウイルス感染拡大防止と経済活動の両立を図るためには、事業者等の税負担の軽減を図る措置として地方税の減免が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者等への税負担の軽減

事業等に係る収入に大幅な減少があった個人や事業者に対して地方税の減免を行った場合、減収額については国費により補填措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 地方税法の改正により、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業等に係る収入に大幅な減少（概ね20%以上の減）があった場合、納期限から1年間、担保不要並びに延滞金全額免除により、地方税の徴収の猶予を受けることができることとされたところ。
- しかし、今般、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、国民生活や経済雇用の困窮が高まっていることから、猶予期間終了後の税負担がさらなる困窮へとつながることが懸念される。
- 税の減免措置は、地方財政の大宗をなす地方税収入の減少を伴うため、国費による減収補填措置が必要であること。

【県担当部局】総務部 税務課

ふるさと振興部 市町村課

9 地方の税財源の確保・充実

地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保・充実や偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現するよう、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

社会保障関係費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）における、「地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」旨の方針を堅持し、必要な地方一般財源総額について、引き続き確保・充実するよう要望します。

特に、令和 3 年度の地方財政計画においては、新型コロナウイルス感染症の影響による税収の大幅な減により、より一層厳しい財政状況が見込まれていることから、各団体が安定的で持続的な財政運営を行えるよう、必要な地方一般財源を確実に確保するよう要望します。

地方財政計画の策定に当たっては、テレワークの本格的な導入に伴う、通信経費の増大をはじめ、新型コロナウイルス感染症への対応に要する事務経費を適切に見込むほか、人口減少対策や地方創生の推進等、各団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むために必要な地方単独事業の財政需要を適切に反映させるよう要望します。

また、地方の経済情勢を踏まえて税収を的確に見込むとともに、地方交付税について、その総額を確保し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るよう要望します。

併せて、地方財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債の大量発行によることなく、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき国税の法定率を引き上げるよう要望します。

2 地方税財源の充実強化

地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実や税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税の体系を構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

- 令和2年9月に公表した岩手県中期財政見通しにおいて、公債費算入額などの減に伴う普通交付税の減少等による実質的な一般財源総額の縮小などにより、令和3年度以降90～98億円の収支ギャップが発生するなど、本県財政は一層厳しい状況が続くものと見込んでいるところ。

2 地方税財源の充実強化

- 国と地方の歳出比が42：58であるのに対し、国と地方の税収比は62：38となっており、国と地方の役割分担に見合う税源配分となっていないところ。
- 税源の偏在性は人口1人当たりの税収額での比較が一つの目安となっているところ、地方税合計額についてみると、岩手県(H30 252,056円)は、全国平均(同 319,761円)の78.8%で、全国最高の東京都(同 530,486円)に対しては47.5%となっている。

【県担当部局】総務部 財政課、税務課

ふるさと振興部 市町村課

10 過疎地域の新たな振興対策

岩手県においては、県土の多くを占める過疎地域の活性化を図ることが、地域格差の是正を推進し、県土の均衡ある発展を期する上で極めて重要であることから、直近では平成28年に「岩手県過疎地域自立促進方針」及び「岩手県過疎地域自立促進計画」を策定し、過疎地域の活性化に関する総合的な発展を図るための基礎整備を中心とした施策を推進してきました。

その結果、生活の基盤である公共施設等の整備が進み、地域資源を活用した産業振興施策の推進や都市等との地域間交流事業の促進など地域活性化のための取組が行われ、移住促進、地域づくり、福祉、公共施設の維持・管理などの面で住民やNPO、企業・団体などと行政が協働して、地域で支え合う様々な取組が始まるなど、過疎対策は一定の成果を上げてきたところです。

しかしながら、過疎地域では、人口が減少し、地域の担い手である若者の流出が続いているほか、著しい高齢化の進展による地域の活力の低下など依然として解決すべき課題が多く、加えて財政基盤が脆弱であるために、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」（以下「現行過疎法」という。）の失効を令和3年3月末に控え、今後の地域振興施策の展開に大きな危惧を抱いております。

令和2年9月には、新法に関する与党素案が示されましたが、この中で過疎地域の指定要件、指定単位、市町村合併の特例の取扱い等については「引き続き検討する」とされ、具体的な検討が行われつつあります。こうした国における検討に当たって、総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興と持続可能な地域社会の実現を図る観点から、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新たな過疎対策法の制定

現行過疎法失効後においても、過疎地域の現状を踏まえ一層の振興を図るため、これまでの過疎対策の枠組みを生かした新たな法律に基づく総合的な振興策を講じるよう要望します。

2 地方財政措置の維持・拡充

過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の継続をはじめとした各種財政措置の維持・拡充を図るよう要望します。

3 過疎地域の合併特例要件の継続等

過疎地域の要件と単位については、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割、近年人口減少が急速に進んでいる地域の状況等を的確に反映したものとするよう要望します。

【現状と課題】

1 過疎地域の現状

- 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づき、平成31年4月1日現在、24市町村が過疎地域として公示。
- 岩手県の過疎地域は、北上盆地を除く地域に広がっており、その大半は、周囲の山地によって分断された地形や積雪が多く寒冷な気候など、地理的・自然的諸条件に恵まれない山村と辺地を抱える。

【過疎地域における人口の推移】

区分	S35年(A)	H2年	H27年(B)	増減率(B)÷(A)
過疎地域 (全県に対する構成比)	832,317 (57.5%)	638,519 (45.1%)	486,603 (38.0%)	△41.5%
全県	1,448,517	1,416,928	1,279,594	△11.7%

2 これまでの過疎対策の取組

- 過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）、過疎地域振興特別措置法（昭和55年法律第19号）、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づき、約50年にわたり、各般の過疎対策事業を総合的かつ計画的に推進。
- 現行の過疎地域自立促進特別措置法が制定された平成12年度以降では、次のとおり「岩手県過疎地域自立促進方針」及び「岩手県過疎地域自立促進計画」を策定。
 - ・ 平成12～16年度（5カ年）
 - ・ 平成17年度～平成21年度（5カ年）
 - ・ 平成22～27年度（6カ年）
 - ・ 平成28年～令和2年度（5カ年）



過疎市町村 法第2条第1項	20
過疎地域とみなされる市 (法第33条第1項)	1
一部過疎を有する市町村 (法第33条第2項)	3

3 過疎対策の主な成果

- 道路改良率・舗装率は、県全体とほぼ同水準まで向上。
- 水道普及率の格差が縮小。
- 地域資源を活用した、過疎地域の自立に向けた取組（ソフト事業）の増加。

県道の整備状況	過疎地域		全県	
	H10	H29	H10	H29
改良率	73.4	83.6	79.0	85.2
舗装率	77.8	84.4	80.8	85.1

水道普及率	過疎地域		全県	
	H10	H29	H10	H29
	81.5	90.9	89.1	93.7

汚水処理人口普及率	過疎地域		全県	
	H10	H29	H10	H29
	19.0	73.4	43.6	81.6

4 過疎地域の主な課題

- 国全体が人口減少に転じ、少子高齢化が一層進む中、過疎地域においては、集落機能の低下、耕作放棄地や空き家の増加、森林管理の放置による森林の荒廃、それに伴う鳥獣被害や水害の発生など、極めて深刻な状況に直面している。
- 過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化することが必要。

5 過疎地域の合併特例要件の継続等

【みなし過疎】

現行法第33条第1項に基づき、合併特例制度によって、全域を過疎地域とみなす市町村（岩手県では一関市が該当）

【一部過疎】

現行法第33条第2項に基づき、合併前に過疎地域であった旧市町村のみを過疎地域とみなす市町村（岩手県では花巻市、奥州市、久慈市が該当）

【県担当部局】 ふるさと振興部 市町村課、地域振興室

11 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育への支援

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、学校において臨時休業等の措置が再び必要となった場合において、学習の機会が確保できるよう、オンライン教育や遠隔授業の環境整備が重要です。

また、教室において、「3密」を避けるための身体的距離の確保など「新しい生活様式」も踏まえた学習・生活環境と、きめ細かな指導体制の計画的な整備ができるよう教職員体制の一層の充実を図ることが重要です。

さらに、同感染症の影響により大学生等は例年と異なる就職活動を余儀なくされているほか、各企業における新規学卒者の採用の抑制等が懸念されるところであり、大学生等への就職支援が重要です。

については、今後、学習の機会の確保に対する環境整備や少人数学級等による指導体制整備、大学生等への就職支援が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 学習の機会の確保に対する環境整備

子どもの視点に立った最善な学習機会の確保に向け、小中学校と同様に、高等学校においても統一かつ緊急的に1人1台端末が活用できる環境を整備するとともに、導入したICT機器を効果的に活用していくため、教員研修やICT支援員の配置等に係る国庫負担による支援、学習者用デジタル教科書の早期普及等の必要な予算措置を講じるよう要望します。

また、私立学校においても、早急に環境整備を進める必要があることから、ICT環境の整備に係る補助については、国公立と同等の補助内容となるよう、制度の拡充を要望します。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を早急に進める必要があることから、空調設備の整備に関する国庫補助については、補助の拡充を要望します。

公立大学において遠隔授業を実施するための機材や学生のモバイル通信装置など、遠隔授業の実施に必要な環境構築について、十分な財源を措置するよう要望します。

2 少人数学級等による指導体制の整備

学校における「新しい生活様式」も踏まえた児童生徒一人ひとりの学習・生活環境の整備を図るため、少人数学級によるきめ細かな指導体制を計画的に整備するなど教職員体制の一層の充実を図るよう要望します。

3 大学生等への就職支援

第二の就職氷河期世代を生まないとの観点から、就職活動中の大学生等への十分な情報提供や、新規学卒者の積極的な採用、採用内定取消し防止等、中長期的視点に立った採用を進めるよう経済団体等へ要請するなど、大学生等の就職活動への支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 学習の機会の確保に対する環境整備について

- GIGAスクール構想の加速のための国庫補助制度により、小中学校の児童生徒1人1台端末の整備が急速に進んでいるが、高等学校の生徒1人1台端末は国庫補助の対象外となっている。
 - また、今後は、導入したICT機器を効果的に活用していくため、教員のICT活用指導力向上のための研修の充実や、教員や生徒を専門的見地からサポートするICT支援員の継続的な配置、学習者用デジタル教科書の早期普及等が課題となっている。
 - 県内私立高校の現状
 - ・ 普通教室における無線LAN整備状況(※) (令和元年5月1日現在) 20.9% <全国 45.0% >
 - ・ 教育用PC1台当たりの生徒数(※) (令和元年5月1日現在) 5.7人 <全国 4.1人 >
- ※ 令和元年度私立中学高等学校実態調査中間報告 (日本私立中学高等学校連合会)

(参考) GIGAスクール構想に係る予算の補助率

	私立	国公立
「1人1台端末」の早期実現	1/2 (上限4.5万円)	定額 (上限4.5万円)
校内通信ネットワークの整備 (校内LAN、電源キャビネット)	1/2	1/2
家庭学習のための通信機器整備支援 (LTE通信環境 (モバイルルータ))	1/2 (上限1万円)	定額 (上限1万円)

- 空調設備の整備について、国庫補助事業は、教育内容・方法等の改善のために行う特別教室等の整備や校舎等のバリアフリー化整備等の校舎の改造工事において空調設備が対象となっているが、普通教室は原則対象外である。
- また、令和2年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策として、小・中・高等の教室における空調・換気設備に要する経費に対する補助が新設されたが、補助対象の例としては換気機能を備えた空調設備の新設とあげられている。
- 現行の補助率は1/3であり、経営の厳しい学校もあることからさらなる補助の拡充が必要。

【普通教室の空調（冷房）整備状況】（令和元年5月1日現在）

本県	26.8%
全国	95.4%

※ 令和元年度私立中学高等学校実態調査中間報告（日本私立中学高等学校連合会）

- 大学における遠隔授業の環境構築について、国は補正予算により国立大学及び私立大学に係る財源を措置しているが、公立大学については、令和2年5月1日付け文部科学省高等教育局大学振興課 事務連絡「令和2年度補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」により、同交付金を活用できる旨の周知がなされたものの、直接的な財源措置がなされていない。

2 少人数学級等による指導体制の整備について

- 岩手県においては、小学校第2学年から中学校第3学年まで国の加配定数等を活用し、全ての学年で35人学級を実施している。
- 引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として児童・生徒間の十分な距離を確保するためには、全学年35人学級に要する教職員定数の改善（基礎定数化）が必要。
- また、35人学級であっても、新型コロナウイルス感染症対策のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難な状況となっている学校もあることから、少人数学級の更なる推進が必要であり、教職員定数の改善等による教職員体制の一層の充実が必要。
- 高等学校においては、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律」により、生徒の収容定員に基づいて教職員定数が算定されるため、1学級の収容定員を少なくすると、現行の算定方式のままでは、教職員定数も減少する。よって、少人数学級等を導入するに当たっては、教職員配置基準の見直しを含めた新たな定数改善計画の算定が必要。
- 教職員体制が充実し、少人数学級が推進されることにより、新型コロナウイルス感染症対策だけでなく、児童生徒へのきめ細かな指導にもつながること。

3 大学生等への就職支援について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、合同企業説明会等の就職イベントの多くはオンライン形式で開催されるなど、例年とは異なる就職活動を余儀なくされている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により各企業の業績が悪化しており、民間企業が実施したアンケート調査では、「採用計画数の変更」について、「減らした」企業が19.1%、「採用活動をやめた」企業が5.3%となっており、航空・旅行・観光・アパレルなどのサービス業を中心に採用を控える企業があることから、第二の就職氷河期世代を生まないという観点で中長期的視点に立った採用を行う必要がある。

[出典：株式会社学情アンケート 令和2年8月発表]

- 多様な通信手段を活用した説明会・面接等の実施、柔軟な日程設定や秋採用・通年採用等による一層の募集機会の提供が必要である。

【県担当部局】 ふるさと振興部 学事振興課
商工労働観光部 定住推進・雇用労働室
教育委員会事務局 教育企画室、学校教育課、教職員課

12 国際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、さらには人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。

また、ILCは国や地域、言語、宗教などの隔てなく、世界中の研究者、技術者が結集するアジア最大の拠点的研究施設であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及びます。特に、建設候補地である東北では、ILCの建設、運用を通して、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待され、これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災からの創造的復興が実現し、「新しい東北」の扉を開き、ひいては日本の成長にも貢献できるものであります。

政府においては、昨年3月のILC計画に関する見解に沿って、文部科学省が海外パートナー国との国際分担等について、アメリカ、ヨーロッパ各国との議論を進められており、関係省庁においても、地方創生や復興など様々な観点から実現に向けて検討されるなど、積極的な取組をいただいているところです。

国際的には、既にILCに対する支持を表明しているアメリカに加え、本年6月に更新された欧州素粒子物理戦略において、ヨーロッパの協力姿勢が明確に示されました。8月には、世界の研究者コミュニティによるILC国際推進チームが高エネルギー加速器研究機構を拠点に発足し、今後1年から1年半の間にILC準備研究所の設立に向けた活動を進めるなど、ILC実現に向け新たなフェーズに移行していることから、次のとおり要望します。

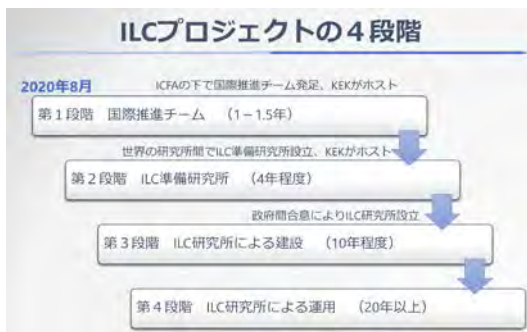
《 要 望 事 項 》

1 国際リニアコライダー（ILC）の実現

ILCの実現に向けて、国際的な議論をさらに推進し、日本政府として早期に意思表示を行うとともに、ILCを我が国の科学技術の進展、さらに、産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、成長戦略、地方創生等の柱に位置付け、関係省庁横断の体制を強化し、国内議論を加速させ、ILC準備研究所の設立に向けて積極的に対応するよう要望します。

【現状と課題】

- 平成 31 年 3 月、日本政府が初めて I L C 計画への関心を表明し、以降、米欧との意見交換を継続している。
- 令和 2 年 1 月、日本学術会議マスタープラン 2020 において、I L C 計画は学術大型研究計画に選定された。
- 令和 2 年 6 月、「欧州素粒子物理戦略」において、「I L C 計画のタイムリーな実現はこの戦略に適合するものであり、その場合、欧州の素粒子物理学コミュニティは協働することを望む」と明記された。
- 令和 2 年 8 月、世界の研究者コミュニティによる「I L C 国際推進チーム」が K E K を拠点に発足。I L C 準備研究所の設立に向け、1 年から 1 年半の予定により、活動を開始。
- 以上のことから、時機を逃すことのないよう、早期の意思表明が必要。



【参考事項】

○ I L C 計画に関する費用について

項目	費用（億円）	国際分担案（K E K 国際ワーキンググループ答申（2019. 10））
● 本体及び測定器建設経費	7, 355～8, 033	
(1) 本体建築費	6, 350～7, 028	(次による)
土木建築	1, 110～1, 290	ホスト国が負担
加速器本体	4, 042～4, 540	メンバー国で分担
労務費	1, 198	—
(2) 測定器	1, 005	メンバー国で分担
測定器本体	766	—
労務費	239	—

● 年間運転経費	366～392	国際的に分担することを、建設にあたって政府間で合意しておくべき
光熱水料、保守	290～316	—
労務費	76	—

○ これまでに算定・公表された経済波及効果の例

	経済波及効果	試算の条件等
文部科学省有識者会議 (H30. 5)	約 2.4 兆円～ 約 2.6 兆円	建設 10 年+運用 10 年 トンネル延長 20km 計画
岩手県国際リニアコライダー推進協議会・イノベーション経済波及効果調査委員会 (H30. 7)	約 6.1 兆円	建設 10 年+運用 10 年 トンネル延長 20km 計画

≪ I L Cに関する国内外の動向 ≫

平成 25 年 8 月	日本の研究者で組織される立地評価会議は、I L Cの国内候補地について詳細な評価を行い、北上サイトが最適であると発表
平成 26 年 5 月	文部科学省は、「I L Cに関する有識者会議」を設置し検討を開始。平成 27 年 6 月にこれまでの議論を中間取りまとめ
平成 28 年 5 月	日米政府間ディスカッショングループ設置合意
平成 28 年 12 月	「リニアコライダー・ワークショップ (L CWS) 2016」において、初期投資を抑えて段階的に I L Cを整備することが研究者間で大筋合意
平成 29 年 11 月	国際将来加速器委員会 (I C F A) において、I L C計画見直し案を承認
平成 29 年 12 月	文部科学省有識者会議が開催され、I L C計画の見直しについて検討し、見直し後の I L C計画についての検証を行うため、「素粒子原子核物理作業部会」と「技術設計報告書検証作業部会」を再設置
平成 30 年 12 月	日本学術会議が文部科学省に「国際リニアコライダー計画の見直し案に関する所見」(回答)を提出
平成 31 年 2 月	日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会の経済 3 団体が「国際リニアコライダー誘致に関する意思表示への期待」を共同声明発表
平成 31 年 3 月	I C F Aの会議において、日本政府が初めて I L C計画に対する前向きな関心を示す意思を表明
令和元年 5 月	K E Kにおいて、国際分担等を検討するワーキンググループを設置。同年 10 月に提言を公表
令和元年 7 月	日仏、日独の政府間ディスカッショングループの設置合意
令和元年 11 月	L CWS 2019 が仙台市で開催され、海外研究者らが I L C実現に向けた「仙台宣言」を発表
令和 2 年 1 月	日本学術会議マスタープラン 2020 において、I L C計画が学術大型研究計画に選定される
令和 2 年 2 月	I C F A会議において、日本政府が平成 31 年 3 月以降の取組 (米欧との意見交換の実施) や現状認識等について発表し、改めて I L Cへの関心を表明した
令和 2 年 2 月	I C F Aは、日本に I L Cがタイムリーに建設されることを望む声明を发出。また、準備段階への移行のため、I L C国際推進チームの設立を提言
令和 2 年 2 月	K E Kにおいて、I L C計画を文部科学省が策定するロードマップ 2020 に申請 (3 月取り下げ)
令和 2 年 5、6 月	復興庁設置法等の一部改正の成立に際し、衆参両院の東日本大震災復興特別委員会において、I L Cは「新しい東北」に資するものとして、誘致について検討等を求める附帯決議がされる
令和 2 年 6 月	欧州素粒子物理戦略で最優先のコライダーとして「ヒッグスファクトリー」が盛り込まれ、I L Cは戦略に適合しており、タイムリーに進めば欧州は I L Cに協力するとされた
令和 2 年 8 月	「I L C国際推進チーム」がK E Kを拠点に発足。1 年から 1 年半の期間、I L C準備研究所の設立に向けた活動を行う
令和 2 年 8 月	「東北 I L C事業推進センター」が発足。I L C建設準備期間への移行を見据え、実務レベルでの検討を行う

13 新型コロナウイルス感染症対策に係る 医療提供体制の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症が、岩手県においてさらなる拡大を見せた場合、感染症対応だけでなく、地域医療提供体制の維持に影響が出ることが懸念されます。

新型コロナウイルス感染症への対応に加えて、必要な医療を迅速に提供できる体制を整備するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に備えた医療従事者の養成・確保

新たな感染症が拡大した場合に、感染症対応を行いつつ、感染症以外の疾患にも対応できる医療提供体制を確保していく必要があることから、感染症への対応も見据え、医師確保対策を進めていただくよう要望します。

また、感染症の対応には、看護師、薬剤師、臨床工学技士など、幅広い医療従事者が必要であることから、チーム医療を担う医療従事者の養成・確保に向けた取組を更に強化するよう要望します。

さらに、感染症が拡大する地域等に対し、地方と連携しながら、専門職を派遣し現場を支援する体制（感染症版DMATや医療版TEC-FORCE等）を拡充するよう要望します。

2 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の継続・拡充

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地域の実情に応じて必要な医療提供が行えるよう、令和3年度以降も、空床補償及び軽症者宿泊療養施設の確保等、国による財政措置を継続するよう要望します。

併せて、病院改修による患者受入体制整備なども可能とするよう、用途の拡充についても要望します。

3 医療機関への直接的かつ中長期的な財政支援

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっていることから、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引き上げ、福祉医療機構による無利子・無担保貸付の拡大や全ての医療機関に対する財政支援等、直接的かつ中長期的な財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に備えた医療従事者の養成・確保

- 国においては、今般の新型コロナウイルス感染症において、地域の小規模な患者クラスター（集団）の発生を防ぐため、国内の感染症の専門家(国立感染症研究所職員等)で構成されたクラスター対策班を設置し、北九州市等への派遣を行っている。

- 一方、クラスター対策班の人員不足等が指摘されているところであり、人員確保の一層の推進など、感染症対策の体制強化が必要。

1) DMAT (Disaster Medical Assistance Team : 災害派遣医療チーム)

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成する、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

2) TEC-FORCE

大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大や二次災害の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施。

（国土交通省の全国の地方整備局等の職員が任命）

- 本要望項目については、緊急かつ喫緊の課題であることから、医師の不足や地域間偏在の根本的な解消を目指す県(医師少数県)で設立した「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会(会長:岩手県知事)」において、提言として8月7日に橋本厚生労働副大臣あて要望を行っているもの。

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の継続・拡充

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、令和2年9月15日に、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費及び令和2年度一般会計の予備費の使用が閣議決定されたところ。

〈予備費で措置された医療機関等への主な支援〉

- ・ 10月分以降の病床及び軽症者宿泊療養施設の確保経費の増額
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関(重点医療機関)への診療報酬及び空床確保経費増額
- ・ 新型インフルエンザ感染症への対応経費(発熱外来・救急医療機関等への支援)
- ・ 福祉医療機構の無利子・無担保融資等の拡充

- 一方、今後も新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を維持していく必要があることから、引き続き緊急包括支援交付金を活用した継続的な支援とさらなる拡充が必要。

3 医療機関等への直接的かつ中長期的な財政支援

- 県内医療機関の経営環境は、厳しい状況が続いており、岩手県保険医協会が9月に公表した、開業医会員を対象に実施した調査によると、医科の84%、歯科の68%において、5月の保険診療収入が前年同期より減少したと回答。
- 県立病院の医業収益も、検査や手術の再開等により、入院患者数が徐々に回復し、減収幅は縮小傾向にあるものの、8月末累計では前年同期比で約18億3千万円の減収(5.0%減)、医業損益は前年度比で67.3%悪化し、赤字の拡大が続く等、厳しい環境にある。
- これらの状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症だけでなく、平時の地域医療体制を維持していくため国による中長期的な財政支援が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室
医療局 経営管理課

14 新型コロナウイルス感染症対策に係る 雇用維持に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇等が見込まれる労働者数は全国で6万人を超え、県内でも約500名となっているところです。

国では、雇用調整助成金の抜本的拡充や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を創設し、雇用の維持を支援してきたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後、離職者の増加が懸念されます。

事業者等の雇用維持への支援の継続及び各企業における派遣労働者等の雇用の継続に向けた要請について、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 事業者等の雇用維持に対する支援の継続

雇用調整助成金については、特例措置が本年12月末まで延長されることとなったが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後、離職者の増加が懸念されることから、令和3年1月以降も現行の特例措置を継続するよう要望します。

また、本年12月末までとされている新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる期間についても、雇用調整助成金と同様に延長するよう要望します。

2 経済団体等に対する雇用維持の要請

感染症対策と社会経済活動の両立を進める中、一時的な業績悪化に伴う派遣労働者や有期契約労働者、パートタイム労働者等の安易な契約の解除を控えていただくとともに、企業活動の回復に当たって、派遣労働者等の能力を最大限に活用するという観点から、雇用維持に対して配慮するよう、経済団体等に引き続き要請するよう要望します。

【現状と課題】

1 事業者等の雇用維持への支援の継続

- 雇用調整助成金は、国の第2次補正予算において、特例措置の拡充が行われ、解雇等を行わない中小企業への助成率が10/10、助成額の上限が15,000円に引き上げられた。また、特例措置の期間は12月末まで延長された。
- その上で、雇用情勢が大きく悪化しない限り、特例措置を段階的に縮減していくことが示されたが、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷が長期化していることから、令和3年1月以降も現行の特例措置の延長が必要である。
- また、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についても、給付の対象が12月末までの休業とされており、雇用調整助成金と同様に、対象期間の延長が必要である。

〔雇用調整助成金の活用状況〕（岩手労働局からの聞き取り）

件数		4/30	5/29	6/26	7/31	8/28	9/25	10/16	10/23
支給申請 受理	件数	35	350	1,512	3,477	5,087	6,635	8,018	8,345
	事業所数			693	1,677	1,967	2,222	2,368	2,389
支給決定	件数		176	1,055	3,097	4,617	6,292	7,762	8,160
	事業所数			468	1,259	1,691	2,126	2,259	2,335

〔県内の解雇見込〕（岩手労働局からの聞き取り）

産業別	4/30	5/29	6/26	7/31	8/28	9/25	10/16	10/23
C 鉱業、碎石業、砂利採取			7	7	7	7	7	7
D 建設業	1	1	1	1	2	2	2	2
E 製造業	39	70	112	217	219	233	233	233
H 運輸業		12	12	17	17	17	17	17
I 卸・小売業	1	31	39	42	43	45	45	45
M 宿泊・飲食業	3	36	43	64	64	65	65	65
N 生活関連サービス業	1	41	93	93	93	94	98	98
O 医療・福祉業				1	1	1	1	1
R サービス業	11	11	11	13	16	17	17	17
計	56	202	318	455	462	481	485	485

2 各経済団体等に対する雇用維持の要請

- 新型コロナウイルス感染症による解雇等見込は、全国で60,923人（9/25現在）となっているが、多くの企業で9月末に労働者派遣契約等の更新時期を迎え、更に増加が懸念されることから、各経済団体等に対して要請が必要である。
- 雇用維持については、国及び県において、これまでも数次にわたり業界団体に対して要請を行っている。

【国による主な要請実績】

- ・令和2年4月13日 関係事業者団体に対して、関係5大臣（厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣）連名で要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について」
- ・令和2年5月26日 日本人材派遣協会に対して、厚生労働大臣が要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請書」
- ・令和2年7月7日 経済団体連合会に対して、厚生労働大臣が要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書」
- ・令和2年8月28日 労働者派遣事業者団体及び経済団体に対して、厚生労働大臣が要請
「新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請の徹底について」

【県による要請】

- ・令和2年4月10日 県内経済団体に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持等に関する緊急要請」
- ・令和2年5月18日 県内経済団体に対して、県、岩手労働局及び盛岡市の連名で要請。
「安定的な雇用の確保等に関する要請書」
- ・令和2年7月17日 県内経済団体に対して、いわてで働こう推進協議会長名で要請。
「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請」

【県担当部局】 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

15 新型コロナウイルス感染症による米の需要停滞への対応

新型コロナウイルス感染症の影響による、中食・外食向けの米の販売数量の落ち込みに伴い、民間在庫量が増加していることから、令和2年産の米価下落が危惧されるとともに、令和3年産以降の生産や価格への影響も懸念されています。

このため、米の需給と価格の安定を図るための対策を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新型コロナウイルス感染症による米の需要停滞への対応

新型コロナウイルス感染症の影響による民間の過剰在庫の解消が図られるよう、政府が主食用米の一部を新たに買い入れし、市場から隔離するなど実効的な対策を講じるとともに、国主導による効果的な消費喚起など需要拡大対策を推進するよう要望します。

【現状と課題】

- 農林水産省が10月に公表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」によれば、新型コロナウイルス感染症拡大による需要の停滞により、令和3年6月末現在における全国の米の民間在庫数量は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けていない令和元年に比べ30万トン以上多くなるという試算となっている。
- 民間在庫量の増加により、令和2年産の米価が下落しないよう、また、令和3年産以降の生産及び価格へ影響が生じないよう、国主導による米の市場からの一部隔離や消費喚起など、米の価格安定に向けた対策が必要。

【6月末の民間在庫量（生産、出荷及び販売段階）】

（単位：万トン）

H22年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年 (速報値)	R3年 (国試算)
216	220	226	204	199	190	189	201	221～227

出典：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課

16 新型コロナウイルス感染症対策に係る 農林漁業者に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の減少等に伴い、牛肉等の農林水産物の需要が停滞したことにより、多くの農林漁業者は、今後の経営継続に大きな不安を抱えています。

については、今後も、新型コロナウイルス感染症の動向や農林水産業への影響を踏まえ、経営に影響が生じている農林漁業者が意欲をもって事業を継続できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 経営継続補助金の十分な予算措置

「経営継続補助金」について、多くの農林漁業者がその活用を希望していることから、農林漁業者の経営継続のため、必要となる予算を十分に措置するよう要望します。

2 高収益作物次期作支援交付金の十分な予算措置

「高収益作物次期作支援交付金」について、多くの農業者が事業の実施を希望していることから、農業者の生産体制の維持・強化を図るため、必要となる予算を十分に措置するよう要望します。

3 林業・木材産業に対する支援

- (1) 原木の受入制限に伴い、出荷先を木質バイオマス向けなどに変更した場合、差額補償や掛かり増しとなる運搬経費への支援など原木価格の安定化に向けた制度を創設するよう要望します。
- (2) 過剰木材在庫利用緊急対策事業について、更なる木材需要を喚起するため、助成対象物件に住宅や民間施設等も加えるなど補助要件を緩和した上で、必要となる予算を十分に措置するよう要望します。

4 農林水産物の消費拡大に向けた取組に対する支援

需要が減少している牛肉等の農林水産物の消費拡大に向けた取組に対し、引き続き十分な支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 経営継続補助金の十分な予算措置

- 「経営継続補助金」は、業種別ガイドライン等に即した感染防止対策とともに、接触機会を減らす生産・販売への転換等の取組を支援するものであり、農林漁業者の経営継続を図るため有効な事業である。
- 1次募集（募集期間：6/29～7/29）において、岩手県では、農林漁業団体や岩手県農業経営相談所等の支援機関担当者や農業普及員等が補助金申請を希望する農林漁業者に対して、計画作成等の支援を行い、1,000件を超える採択があったところ。
なお、1次募集では、全国で予算200億円を大きく上回る申請（8万件超）があったことから、1次募集の採択分に対応するため、新型コロナウイルス対策の予備費等から441億円が追加措置されたところ。
- 2次募集においても、1次募集の不採択者の再申請も含め、引き続き、多くの農林漁業者の事業要望が想定されることから、十分な予算の確保が必要。

【岩手県における1次募集の採択状況】 1,001件（10/28時点）

分野	農業	林業	漁業	合計
申請件数	1,006	10	238	1,254
採択件数	765	6	230	1,001
不採択件数	240	4	8	252

[主な取組内容]

- ・ 接触機会低減：農薬散布用ドローン、ラジコン草刈機、野菜選果機等の導入、漁船用高性能無線機の導入等
- ・ 感染拡大防止：マスク、消毒設備、換気扇等の整備等

2 高収益作物次期作支援交付金の十分な予算の措置

- 「高収益作物次期作支援交付金」は、需要の減少により市場価格が低下するなどの影響を受けた生産者に対し、次期作に向けた種苗等の資材購入や機械レンタル等に要する経費を支援するものであり、農業者の事業継続のために有効な事業である。
- 岩手県では、新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた生産者が、本交付金による支援を受けられるよう、6月及び10月に制度の説明会を開催するなど、事業の周知を行い、計11事業実施主体から約5億5千万円の申請が見込まれていたところ。
- こうした中、第3回公募の開始前に運用の見直しが行われるなど、生産者からは事業実施と経営継続への不安の声が寄せられており、次期作に向けて前向きに取り組む農業者を支援するためにも、十分な予算の確保が必要。

3 林業・木材産業に対する支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動全体の停滞などにより国内での木材需要が減少していることから、県内の一部の製材工場等で製材品の出荷が停滞している。

県内の合板工場では4月から20%の減産体制、製紙工場では5月から9月まで断続的に製造を一時休止し、10月以降も同様の状況が見込まれるなど、今後、原木の在庫の増加や更なる原木の減産が見込まれる。

(1) 原木価格の安定化に向けた支援制度の創設

- 岩手県の原木市場における上半期（4～9月）のスギ原木価格は前年同期に比べて約19.5%下落したほか、4～8月の5か月間の販売量が前年同月比で27%減少するなど木材価格等に影響が出ている。
- 合板向け等に生産したものの、受入制限のため出荷先を喪失し一時保管した原木については、木質バイオマス発電所向け材に出荷先を変更せざるを得ないケースもあり、その場合は原木取引価格の差（木質バイオマス発電所向け材は建築用材の概ね半値程度）による素材生産業者の経済的負担が厳しく、素材生産事業の継続に支障を来すおそれがある。

[岩手県森林組合連合会の木材市場における原木取引単価]

	R元年	R2年	減少率	参考
4～9月期	11,000 円/m ³	8,853 円/m ³	▲19.5%	県内のバイオマス発電所の原木取引単価（スギ）の一例 ○ 32 円材：5,400 円/m ³ ○ 24 円材：4,000 円/m ³

注) 木材市場の原木単価は、スギ 3.65m中目材の平均単価

(2) 過剰木材在庫利用緊急対策事業の補助要件の緩和と予算確保

- 「過剰木材在庫利用緊急対策事業」は、行き場のなくなった原木を有効活用するため、公共施設等における木材利用を支援するものであり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、滞留した原木の解消を図るため有効な事業である。
- 木材需要を一層喚起するためには、住宅や民間施設への木材利用を促進する必要があるが、本事業の助成対象物件は公共建築物等木材利用促進法に基づく公共施設などに限られていることから、民間施設等の内装木質化等も含めるなどの緩和が必要。
- また、県木材産業協同組合からの聞き取りによると、10月20日時点で工務店等から17件の事業実施計画書の提出があったほか、締め切り後も事業活用の要望がくるなど、ニーズの高い事業となっており、更なる木材需要の喚起のためには、令和2年度事業の予算を追加することが必要。
- 需要創出については、関係団体等と連携し木材利用促進に取り組んでいるところであるが、県産の合板や集成材の主な出荷先は70～80%が県外であることから、木材の需要創出は首都圏をはじめとした全国的な木材利用促進の取組が必要である。

[岩手県内の合板・集成材の主な出荷先]（平成30年度実績）

	合計	県内	県外
集成材	107,652 m ³	28,201 m ³ (26.2%)	79,451 m ³ (73.8%)
合板	190,513 m ³	19,675 m ³ (19.9%)	170,838 m ³ (80.1%)

4 農林水産物の消費拡大に向けた取組に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド需要や外食需要が減少し、農林水産物の在庫が滞留する等の影響が生じている。
- 岩手県では、国の「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」を活用し、影響が生じている農林水産物を県内の全市町村の学校給食へ無償提供するなど消費拡大を図り、生産面での影響を回避するよう取組を進めているところ。
- 影響の長期化が見込まれる中、農林水産物の消費拡大を図るための取組に対して、引き続き支援が必要。

【県担当部局】農林水産部 流通課、農業振興課、農産園芸課、
林業振興課、水産振興課

17 家畜防疫対策への万全な対応

令和2年9月に群馬県の養豚農場で豚熱の発生が確認されるなど、豚熱の発生が依然として続いています。

また、福島県においても、野生いのししから豚熱の陽性事例が確認されており、岩手県内では、豚熱への危機感が高まっていることから、発生原因と感染経路の早期究明、感染拡大防止対策の徹底などの対応が必要です。

このため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 豚熱の感染拡大防止対策の徹底

豚熱の発生原因と感染経路を早期に究明するとともに、農場への重要な感染源となり得る野生いのししの豚熱検査及び捕獲の強化、養豚農場の豚に接種する豚熱ワクチンの十分な量の確保など、本病の感染拡大防止対策を徹底するよう要望します。

2 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

豚熱ウイルス等が海外から侵入した可能性が指摘されているほか、旅客携帯品の豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが確認されていることから、海外発生国からの直行便がある空港等における水際対策を強化するよう要望します。

3 豚熱ワクチン接種による風評被害への万全な対応

豚熱ワクチンの接種による風評被害が生じないよう、消費者・事業者等に対し、豚熱ワクチンの接種に関する正確な情報の周知を徹底するなど、引き続き、万全の対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 豚熱の感染拡大防止対策の徹底

- 平成30年9月、岐阜県の豚の飼養農場において、国内で26年ぶりに豚熱が発生。その後、周辺地域に拡大し、令和2年9月には群馬県で発生するなど、11月4日までに、9県59例の発生が確認されるとともに、21都府県で野生いのししの感染を確認。

- 疫学調査の結果、感染した野生いのししによるウイルスの伝播、並びに小動物、人、物を介した農場への持込みが示唆。また、沖縄県の初発生例では、国内で流行するウイルス株が加熱不十分な豚肉製品を含む食品残さを介して農場内に持ち込まれた可能性が示されている。
- 車両消毒の実施等による侵入防止対策の徹底及び野生いのししによる感染拡大を防止するため、野生いのししを対象とした豚熱ワクチンの慎重かつ効果的な使用及び野生いのししの積極的な捕獲等、検証結果に基づいた継続的な対策が必要。
- 我が国では、平成 19 年に豚熱の清浄化が達成されて以降、ワクチン接種を中止していたが、本病の発生状況等を踏まえ、令和元年 10 月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」を改正し、養豚農場の豚を対象とした予防的ワクチン接種を規定。
現在、野生いのししへの感染が確認されている地域（21 都府県）、その周辺地域等（6 県）の合計 27 都府県において、ワクチン接種を実施。
- ワクチン接種開始時、国では 150 万頭分の豚熱ワクチンを備蓄していたが不足。
令和 2 年 3 月末までに 500 万頭分が増産されたが、接種対象地域の拡大及び継続的なワクチン接種のため、更なる増産が必要。

【国内の豚熱発生状況】

（令和 2 年 11 月 4 日現在）

区分	都府県数	例数	農場数	都府県名
発生農場	9 県	59 例	62 農場	群馬県、埼玉県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、沖縄県
関連農場	1 府 5 県	9 例	36 農場	長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、沖縄県
関連施設	3 県	4 か所	—	山梨県、長野県、岐阜県（2 か所）

【豚熱ワクチン接種推奨地域】

（令和 2 年 11 月 4 日現在）

ブロック	野生いのしし感染確認地域 (21 都府県)	周辺地域等 (いのしし感染未確認) (6 県)
東北	福島県	宮城県、山形県
関東	茨城県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	栃木県、千葉県
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	
東海	岐阜県、愛知県、三重県	
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県	兵庫県
九州・沖縄		沖縄県

2 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

- 国内の豚及び野生いのししから検出された豚熱ウイルスの遺伝子解析の結果、本ウイルスは豚熱発生国から違法に持ち込まれた食品が感染源である可能性が示唆。
- 平成 30 年 8 月には、中国において、アジアで初となるアフリカ豚熱の発生が確認され、その後、周辺諸国へと感染が拡大。令和 2 年 11 月 3 日現在でアジアの 13 か国で発生を確認。
また、発生国から我が国への旅行客の携行品（豚肉製品）からアフリカ豚熱ウイルス遺伝子が検出され、一部からは本病ウイルスが確認。
- 岩手県においても、中国及び台湾からの国際定期便が就航しており、旅行客の携行品等を介した越境性動物疾病の侵入が懸念されていることから、空港等における豚肉製品の持込み防止の徹底等、水際対策の強化が必要。

【アジアにおけるアフリカ豚熱発生状況】（令和2年11月3日現在）

発生国	発生件数	初発生年月日	発生国	発生件数	初発生年月日
中国	186	H30. 8. 3	ミャンマー	8	R1. 8. 1
モンゴル	11	H31. 1. 9	フィリピン	451	R1. 7. 25
ベトナム	6,125	H31. 2. 1	韓国	798	R1. 9. 17
カンボジア	13	H31. 3. 22	インドネシア	465	R1. 9. 4
香港	3	R1. 5. 2	東ティモール	126	R1. 9. 9
北朝鮮	1	R1. 5. 23	インド	11	R2. 1. 26
ラオス	141	R1. 6. 2			

【旅客携帯品からのアフリカ豚熱ウイルス遺伝子等検出状況】（令和2年11月4日現在）

搭乗国	遺伝子陽性件数※	ウイルス分離件数	到着空港（件数）
中国	68件	2件	新千歳（12）、仙台（2）、羽田（10）、成田（19）、中部（16）、静岡（1）、関西（7）、岡山（7）、広島（2）、福岡（2）、那覇（10）、大阪港（1）、博多湾（2）
ベトナム	13件	0件	
カンボジア	4件	0件	
ラオス	1件	0件	
フィリピン	4件	1件	
インドネシア	1件	0件	
合計	91件	3件	13か所

※ 遺伝子陽性例のうち3件がウイルス分離陽性

3 豚熱ワクチン接種による風評被害への万全な対応

- 現時点で、豚熱ワクチン接種に伴う価格下落等の風評被害は発生していないが、引き続き、消費者・事業者等に対し、豚熱は人に感染しないこと等の正しい知識の啓発を行うことが必要。

【県担当部局】農林水産部 畜産課

18 農業農村整備事業関係予算の確保

農業競争力強化のための水田の大区画化・汎用化、農業用ため池の防災・減災対策等を計画的に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、食料安定供給の観点から、農業生産基盤を強化する必要があります。

また、国の概算要求で、「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた経費や、防災・減災、国土強靱化緊急対策に係る経費については、今後の予算編成過程で検討とされたところです。

このため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農業農村整備事業関係予算の十分な確保

農業農村整備事業関係予算について、令和3年度当初予算及び令和2年度補正予算を十分に確保するよう要望します。

2 防災・減災、国土強靱化のための予算の確保等

令和2年度までとされている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が終了した後においても、防災・減災、国土強靱化のための予算を安定的かつ十分に確保するとともに、緊急対策と同様の地方財政措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 農業農村整備事業関係予算の十分な確保

- 岩手県の水田整備率が東北で最も低位という背景もあり、地域の高収益農業の実現に向けたほ場整備の要望地区が増加傾向にある。また、継続地区では事業の実施期間が延伸している状況。
- 計画的な新規地区の採択や円滑な事業執行等、地域からの整備要望に応じていくためには、予算の安定的かつ十分な確保が必要。

《東北における岩手県の水田整備等の状況（H29年度）》

区 分	岩手	青森	宮城	秋田	山形	福島	東北平均	出典
水田整備率(%)	52.4	66.7	68.2	67.8	76.9	72.3	67.5	農林水産省データ

《ほ場整備事業新規採択希望地区数の推移》

	H27～29年度 (年平均)	H30～R2年度 (年平均)	R3～5年度希望 (年平均)
地区数	16地区(5地区)	29地区(10地区)	37地区(12地区)

《事業の実施期間の延伸状況》

	標準工期(計画) ①	事業期間(実績) ②	②/①
年数	6年	10.2年	1.7倍

※ 過去5か年(H27～R1)に完了した経営体育成基盤整備事業実施地区の平均事業期間

2 防災・減災、国土強靱化のための予算の確保等

- 岩手県の防災重点ため池は、898か所となっており、計画的にハザードマップ作成などのソフト対策や耐震・豪雨のハード対策を進めていくためには、令和2年度までとされている防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が終了した後においても、防災・減災、国土強靱化のための予算の安定的かつ十分な確保が必要。
- 耐震・豪雨のハード対策を速やかに進めるためには、新たな財源の確保が必要であり、これまでの3か年緊急対策と同様の地方財政措置が必要。

《岩手県の防災重点ため池の防災・減災対策の状況》

(単位：か所)

項目	全体	R1まで	R2	R3以降
ハザードマップの作成	898	108	102	688
耐震性点検	898	56	30	812
耐震・豪雨対策等工事着手*	878	8	2	868の内数

※ 耐震・豪雨対策等工事着手数は、今後の耐震性点検の結果を踏まえ決定

《ため池整備事業の地方負担に対する地方財政措置》

ため池整備補助事業における負担割合

区分		負担割合の指針(%)			地元(%)
		国	県	市町	
地震・豪雨対策	中山間	55	34	11	0
	一般	50	34	16	0
老朽化対策	中山間	55	29	14	2
	一般	50	29	14	7

〔土地改良事業における負担割合の指針(ガイドライン)より〕

1. 基本的な地方財政措置
(充当率90%、措置率^{※1}20%)

※1 措置率は、地方公共団体負担分に対する交付税措置率

90%を起債充当

【対象】：農業水路等長寿命化・防災減災事業(非公共)
下記2. 以外の農村地域防災減災事業(公共)

2. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策における地方財政措置(充当率100%、措置率50%) 〔R2年度まで〕

100%を起債充当

【対象】：農村地域防災減災事業(公共)のうち、優先度が高い約1,000箇所

3. 災害の発生予防・拡大防止を目的として実施する地方単独事業^{※2}における地方財政措置(充当率100%、措置率70%) 〔R2年度まで〕

地方公共団体負担分(100%を起債充当)

【※2 国庫補助事業の要件を満たさない事業が対象、対象事業はため池整備や安全対策(用水路・ため池の防護柵等)を含む】

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

19 主要な水産物の不漁に対する対策の強化

近年、海洋環境の環境変動等により、サケ、サンマ、スルメイカなどの回遊魚の水揚量は急激に減少しています。

主要魚種の水揚量の減少は、本県漁業者の収入の減少だけでなく、水産加工業における原料確保などにも直結し、漁獲から流通加工業に至る地域の水産業は厳しい状況に置かれているところです。

このため、主要魚種の資源回復に取り組むとともに、新たな増養殖技術の開発・導入、漁業者等の収入安定対策など、あらゆる手段を講じて水産業を振興する必要があることから、国において、総合的な施策を展開するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 サンマ、スルメイカの資源回復に向けた取組の強化

サンマ、スルメイカの漁獲量が急激に減少していることから、不漁要因を解明するための調査・研究を一層充実させるとともに、持続的で安定的な漁獲が可能となるよう、適切な資源管理の推進を要望します。

2 つくり育てる漁業の充実・強化

(1) サケ・マス類のふ化放流事業やアワビ等の種苗放流事業を推進するとともに、漁場造成による資源の育成を図るなど、生産量の増大に向けた事業を積極的に展開するよう要望します。

(2) 養殖経営体の減少により、生産量が減少傾向にあることから、地域の養殖形態に対応した省力化機器の開発や改良等を進めるとともに、ICT等の先端技術を活用したスマート水産業の実現に向けた取組への支援を要望します。

(3) 新たな増養殖事業を推進するため、漁港泊地等の静穏水域を活用したサケ・マス類の養殖や、アワビ、ナマコ等の増殖への支援を要望します。

3 漁業者の収入安定対策の強化

漁獲量の減少により、漁業者の収入が不安定になっていることから、漁業経営の安定に不可欠な漁業共済制度の柔軟な運用と十分な財源の確保を要望します。

【現状と課題】

1 サンマ、スルメイカの資源回復に向けた取組の強化

- 令和元年における本県全 13 魚市場の水揚量は震災前の約 6 割にとどまり、このうち主要魚種であるサンマ及びスルメイカの水揚量は震災前の 11～15%と大きく減少。
- サンマ、スルメイカの資源量の回復に向け、不漁要因の解明と資源管理の推進が必要。

<岩手県における主要魚種及び全魚市場の水揚実績>

	震災前①	平成 30 年②	令和元年③	③/①	③/②
サンマ(トン)	52,241	23,629	7,849	15.0%	33.2%
スルメイカ(トン)	18,547	2,833	2,072	11.2%	73.1%
全魚市場(トン)	176,728	103,973	102,738	58.1%	98.8%

※ 震災前は H20～22 年平均の値 (岩手県水産技術センター集計値、属地集計)

2 つくり育てる漁業の充実・強化

- 秋サケの漁獲量は震災前から減少が続いており、令和元年度は、震災前の 9%台に激減。また、ふ化放流事業に供する種卵の確保が困難となり、稚魚生産実績は計画の 4 割に留まる危機的状況。
- 令和 2 年度の本県への回帰も、震災前の約 2 割と依然として低水準となる見通し。

<岩手県におけるサケの漁獲量及び稚魚生産計画・実績>

	震災前①	平成 30 年度②	令和元年度③	③/①	③/②
漁獲量(トン)	25,053	10,269	2,288	9.1%	22.3%

※ 震災前は H20～22 年度平均の値 (岩手県調べ)

	震災前	H26	H27	H28	H29	H30	R1
稚魚生産計画 (億尾) ①	4.4	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
稚魚生産実績 (億尾) ②	4.4	4.1	3.9	3.1	3.7	4.1	1.8
②/①	100%	103%	98%	78%	93%	103%	45%

※ 震災前は H19～21 年度平均の値 (岩手県調べ)

<令和 2 年度のサケ回帰予測>

(単位：万尾)

	震災前①*	令和元年実績②	令和 2 年予測③	③/①	③/②
岩手県	836	77	195	23.3%	253.2%

※ 平成 18～22 年度の平均値 (岩手県水産技術センター秋サケ回帰予報)

- 近年のアワビやウニ等の漁獲量減少により、漁業者の経営が厳しい状況にあるほか、漁協においても自営定置におけるサケの不漁や、震災事業での借入金償還など厳しい運営状況にあるため、アワビやウニの種苗生産・放流経費の確保が難しい状況。

<岩手県におけるアワビ及びウニの漁獲量>

	震災前①	平成 30 年度②	令和元年度③	③/①	③/②
アワビ(トン)	343	140	119	34.7%	85.0%
ウニ(トン)	122	68	88	72.1%	129.4%

※ 震災前は H19～21 年度平均の値 (岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

- 養殖生産量は、生産者の高齢化や減少により震災前の水準にまで回復しておらず、生産量の回復には、新規就業者を確保するほか、一経営体当たりの生産性を高めることが重要。このため、ワカメ養殖における自動刈取り装置や芯抜き装置、カキ養殖における自動殻むき機など、地域の養殖形態に対応した省力化機器の研究開発や、スマートフォンを利用した養殖生産管理システムなどのICTを活用したスマート水産業の実現を推進することが必要。
- 沿岸における新たな増養殖を推進するため、漁港泊地等を活用したサケ・マス類の海面養殖施設の整備に必要な予算を十分に措置するほか、アワビやナマコ等の増殖用魚礁等の整備を推進することが必要。

<参考> 継続・拡充の基礎となる国の事業

「さけ・ます等栽培対象資源対策」、「浜の活力再生・成長促進交付金」、「スマート水産業推進事業」、「水産基盤整備事業」など

3 漁業者の収入安定対策の強化

- 漁業共済制度は、不漁、魚価安、自然災害等による漁獲金額の減少を補填するもので、漁業者の経営安定に欠かすことのできない制度。
- 不漁による水揚金額の減少が続くことにより、共済限度額（直近5ヶ年の5中3平均）が減少し、共済金支払い額が年々減少することが懸念され、共済限度額の据置きなど柔軟な対応が必要。
- 全国的な不漁に対応し、漁業収入を安定させるためには、漁業収入安定対策事業等の予算の十分な確保が必要。

<契約単位当たりの共済限度額※の推移>

(単位:千円/件)

地 区	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R2/H27
九戸	57,751	64,473	68,224	74,504	74,105	72,101	124.9%
下閉伊	79,423	80,305	78,788	83,492	84,829	75,072	94.5%
上閉伊	91,759	83,437	78,932	82,259	73,541	66,331	72.3%
気仙	87,884	82,191	80,974	77,908	76,876	75,877	86.3%
合計	76,943	76,758	76,284	79,534	78,427	73,136	95.1%

(岩手県漁業共済組合調べ)

※ 契約者過去5年間の漁獲金額のうち、最高と最低の年を除いた3年平均に限度額率を乗じる等の方法で定める金額。共済金支払いの判定基準となる。

<参考> 継続・拡充の基礎となる国の事業

「漁業収入安定対策事業」

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

20 新型コロナウイルス感染症対策に係る 中小企業者等への支援

中小企業者、特に観光関連産業及びサービス業の事業者等は、感染症対策と社会経済活動の両立を図ることに伴い、収入の減少が恒常化し、事業の縮小や廃業等による地域経済の停滞が懸念されています。

こうした中であって、事業の継続や雇用の維持に必要な経済対策の継続的な実施とあわせ、ポストコロナも見据えたAI等の最先端技術の活用による事業者の生産性や付加価値の向上を支援する施策等の実施について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 実質無利子・無担保の融資における融資限度額の引上げ等

中小企業者の負担をさらに軽減し、事業活動の回復を支援するため、信用保証付き融資における融資限度額（現在4千万円）の更なる引上げや融資実施期間及び利子補給期間の延長を要望します。

また、信用保証制度の危機関連保証やセーフティネット保証の適用期間を延長するとともに、信用保証協会に対する損失補償や預託原資調達に伴う借入金利息について、財政措置を講じるよう要望します。

さらに、創業間もない中小企業者も融資を受けられるよう対象を拡充するよう要望します。

2 事業者等の事業継続に対する財政支援

今後の感染状況により、さらに経営状況が悪化するおそれもあることから、持続化給付金や家賃支援給付金について、支給要件の緩和や複数回の給付を講じるよう要望します。

また、事業者に対して十分な支援が届くよう、情報発信の強化並びに電子申請に不慣れな者も念頭に置いた受付相談体制の拡充や審査の簡素化等、万全の支援を講じるよう要望します。

3 新型コロナ対策資本金劣後ローンの条件緩和等

新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減収となっている事業者は、実質無利子融資や持続化給付金等による支援だけでは経営が安定しないことから、これら事業者の負担を軽減し、事業活動の回復を支援するため、新型コロナ対策資本金劣後ローンの返済期間の延長や金利の引き下げを要望します。

また、資本金劣後ローンの利用促進を図るため、事業再生計画の策定支援を担う中小企業再生支援協議会の支援体制の強化について要望します。

4 事業者の設備投資や研究開発等への支援の拡充等

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、感染拡大の防止と社会経済活動の両立に向けて、事業者は、「新しい生活様式」に即したビジネスモデルの転換、生産性向上などの取組が必要であることから、以下のとおり要望します。

- (1) 「小規模事業者持続化補助金」や「IT導入補助金」によるEコマースへの対応や感染症対策、販路拡大への重点的な支援について、制度を継続するとともに、応募機会の十分な確保、補助率・補助上限額の引上げ等、制度を拡充すること。
- (2) 製造業等における生産性の向上のため、IoT、AI、ロボット等の導入を支援する「ものづくり・商業・サービス補助金」について、制度を継続するとともに、大型投資に対する補助率・補助上限の引上げや、希望する企業が必要な支援を受けられるようにするための十分な財政措置を講じること。
- (3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するため、産業支援機関や試験研究機関等が行うデジタル先端技術の研究開発・実証に対する財政支援、高等教育機関と連携した専門人材の育成や中小企業への専門家派遣に対する支援を講じること。

5 事業者の事業承継、事業引継ぎに対する支援の拡充

今後の感染症の状況により廃業を検討する事業者の事業承継や事業再編・統合を促進し、新たなチャレンジを支援するとともに、廃業する際の経営資源の引継ぎを促進するため、「事業承継補助金」及び「経営資源引継ぎ補助金」の応募機会の十分な確保や補助率・補助上限額の引上げ等、制度を拡充するよう要望します。

6 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続

新型コロナウイルス感染症の影響による資材や人員の不足等から補助事業の実施に遅れが生じているほか、土地区画整理事業等の進捗に合わせてまちづくりが本格化している地区もあることから、令和3年度以降も、引き続き、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業実施に必要な予算措置を講じるよう要望します。

また、既に交付決定した事業者について、複数年度にわたって事業実施するために必要な予算措置を講じるよう要望します。

7 商工指導団体への支援の拡充

商工指導団体は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対する事業再生計画策定や経営改善までのハンズオン支援、事業承継・事業引継ぎに関する支援、その他各種相談への対応など、その果たす役割は今後さらに重要となることから、県が商工指導団体の支援体制の強化に対し十分な財政支援を行えるよう、経営指導員等の人件費等に係る財政措置を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 実質無利子・無担保の融資における融資限度額の引上げ等

- 商工指導団体を通じた新型コロナウイルス感染症の影響に関する事業者へのアンケート調査（令和2年9月末時点）において、以下のとおり確認。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響

回答項目	回答数	構成割合
①既に影響が出ている	453	83.0%
②今後、影響が出る可能性がある	51	9.3%
③分からない	22	4.0%
④影響はない	20	3.7%
合計	546	100.0%

※ 92.3%の事業者が「影響が出ている」又は「出る可能性がある」と回答。

- ・ 前年同月比の売上変化

回答項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月	
	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合	回答数	構成割合
①0～20%減	149	33.9%	131	27.6%	149	32.7%	160	35.2%	173	37.4%	160	35.9%
②21～40%減	109	24.8%	126	26.6%	130	28.5%	123	27.1%	141	30.5%	147	33.0%
③41～60%減	88	20.0%	102	21.5%	85	18.6%	88	19.4%	77	16.6%	87	19.5%
④61～80%減	43	9.8%	58	12.2%	46	10.1%	47	10.4%	43	9.3%	27	6.1%
⑤81～100%減	41	9.3%	50	10.5%	33	7.2%	21	4.6%	18	3.9%	11	2.5%
⑥前年同月比増	10	2.3%	7	1.5%	13	2.9%	15	3.3%	11	2.4%	14	3.1%
合計	440	100.0%	474	100.0%	456	100.0%	454	100.0%	463	100.0%	446	100.0%

※ 業種別では、宿泊業、飲食業及び運輸業の影響が大きい状況。

・ 今後の国や県等への支援策の要望

回答項目	回答数	回答割合
①景気回復施策	428	78.1%
②資金繰り支援	203	37.0%
③雇用維持支援	204	37.2%
④テレワーク等ICT導入支援	35	6.4%
⑤業態転換(※1)・新分野進出への支援	28	5.1%
⑥感染症対策に要する経費(施設整備含む)への支援	131	23.9%
⑦キャッシュレス決済の導入支援	34	6.2%
⑧販路開拓支援	85	15.5%
⑨その他	17	3.1%
合計	1,165	

※1 ⑤の業態転換には、テイクアウト等営業形態の変更を含む。

※2 回答割合の分母は、回答事業者の総数(548)であるもの。

- 新型コロナウイルス感染症の全国的な影響の長期化により、地域経済への影響を最小限にとどめるため、資金繰り支援の継続が必要である。
- 信用保証付き実質無利子・無担保の融資における融資限度額の引上げ、融資実施期間の延長等について、市町村や関係団体等から要望が寄せられている。
- 本県の当該融資制度である「新型コロナウイルス感染症対応資金」の借受者のうち、約4割が融資限度額又は融資限度額に近い額を借り受けており、資金需要が高まる年末や年度末において、多くの事業者において、「新型コロナウイルス感染症対応資金」の利用ができないことが見込まれる。

融資金額 (単位:万円)	利子補給申請件数 (単位:者)	全体に占める 割合
0～499	532	18.5%
500～999	398	13.8%
1,000～1,499	384	13.4%
1,500～1,999	169	5.9%
2,000～2,499	255	8.9%
2,500～2,999	57	2.0%
3,000～3,499	916	31.9%
3,500～4,000	163	5.7%
合計	2,874	100.0%

※令和2年6月末実績

- 「新型コロナウイルス感染症対応資金」及び県独自の融資制度である「新型コロナウイルス感染症対策資金」による融資は、信用保証制度による保証を前提としていることから、融資実施期間を延長するためには、信用保証制度の適用期間の延長が必要。
- 信用保証制度の認定において、創業後3か月未満の事業者に関する要件が示されていないが、当該事業者においても事業を継続していくためには、資金を円滑に調達できるよう支援が必要。
- 新型コロナウイルス感染症が収束し、かつ、事業者の経営状況等が、感染症発生以前の状況に戻るまでの間は、継続的な支援が必要。

2 事業者等の事業継続に対する財政支援

- 国・県・市町村の支援策の活用状況については、「②持続化給付金(47.1%)」が最も多く、次いで「①制度融資等の金融支援策(38.3%)」、「⑤感染症対策補助金(25.2%)」の順に多い。

- 新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査（9月分）によれば、「国・県・市町村の支援策を活用したことがない」事業者は、全体の23.7%となっている。

（参考）新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査（9月分）抜粋

回答項目	回答数	回答割合
①制度融資等の金融支援策	210	38.3%
②持続化給付金	258	47.1%
③雇用調整助成金	128	23.4%
④家賃補助	61	11.1%
⑤感染症対策補助金	138	25.2%
⑥その他	30	5.5%
合計	825	

【回答者別活用項目数の分析】

活用項目数	回答数	割合
0個	130	23.7%
1個	190	34.7%
2個	116	21.2%
3個	59	10.8%
4個	39	7.1%
5個	14	2.6%
6個	0	0%
合計	548	100%

※ パーセント表示の分母は、回答事業者の総数（548）であるもの。

- **持続化給付金について**

売上が前年同月比50%以上減少している中小企業や小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人者を対象に、事業全般に広く使える給付金を支給（上限：法人200万円、個人事業者100万円）するものであり、複数回の受給ができないこととされている。

- **家賃支援給付金について**

連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少するなどの影響が出ている中小企業等が支払う家賃の一部を負担する給付金を支給（給付率：2/3 上限：法人50万円/月、個人事業者25万円/月、6か月分を支給）するものであり、法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給することとされ、複数回の受給ができないこととされている。

- 国の支援策については、支給要件の緩和や複数回の給付のほか、情報発信の強化、受付体制の充実、審査の簡素化などについて、市町村や関係団体から要望が寄せられている。

3 新型コロナ対策資本金劣後ローンの条件緩和等

- 資本金劣後ローンは、新型コロナウイルス感染症の影響により借入金が増えた事業者の財務体質を強化し、さらなる融資の呼び水となる効果が期待されるもので、市町村や関係団体から、積極的な運用を行うよう要望が寄せられている。
- 岩手県としても、支援を必要とする事業者に活用されるよう、金融機関と連携した制度の目的や内容の周知、商工指導団体を通じた事業計画の策定支援を行っていく。

4 事業者の設備投資や研究開発等への支援の拡充等

（1） Eコマースの導入者やオンライン商談を行う環境構築（IT導入補助金の制度拡充等）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により物産展の中止やアンテナショップの休業等により県産品の売上が大幅に減少しており、生産者や中小企業等などの新たな販路開拓が課題となっている。
- 従業員に高齢者層の多い事業者では、県境をまたぐ移動について消極的な事業者が多く、また、県外で開催される物産展に出展した事業者の中には、地元に戻ってきてから1週間以上、

自宅やホテルで待機したのちに職場復帰としているケースもある。

- 新たな販路開拓としては、オンラインショップの開設などが想定されるが、小規模零細企業などはEコマースの導入者やオンライン商談の導入が技術的にも費用負担的にも課題となっていることから、国による支援が必要である。

○ 「小規模事業者持続化補助金」について

小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援。

「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設置。

【通常枠】 補助上限:50万円、補助率:2/3

【特別枠】 補助上限:100万円、補助率:A類型2/3、B・C類型3/4

【事業再開枠(通常・特別枠の上乗せ)】 補助上限:50万円 定額(10/10)

【追加対策枠(通常・特別枠・事業再開枠の上乗せ)】 補助上限:50万円

- 類型A：サプライチェーンの毀損への対応
- 類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換
- 類型C：テレワーク環境の整備

○ 「IT導入補助金」について

ITツール導入による業務効率化等を支援。

「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設置。

【通常枠】 補助上限:30～450万円、補助率:1/2

【特別枠】 補助上限:30～450万円 A類型:2/3、B・C類型3/4

- 類型A：サプライチェーンの毀損への対応
- 類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換
- 類型C：テレワーク環境の整備

<百貨店の売上状況【令和2年7月】>

	管内			全国		
	販売額	全店 前年同月比	既存店 前年同月比	販売額	全店 前年同月比	既存店 前年同月比
百貨店・スーパー 合計	7,389	-3.1	-4.7	16,918	-3.2	-4.2
百貨店	1,937	-22.6	-21.0	4,343	-19.8	-18.6
スーパー	5,452	6.8	4.7	12,575	4.5	3.0

経済産業省関東経済産業局
「百貨店・スーパー販売の動向」

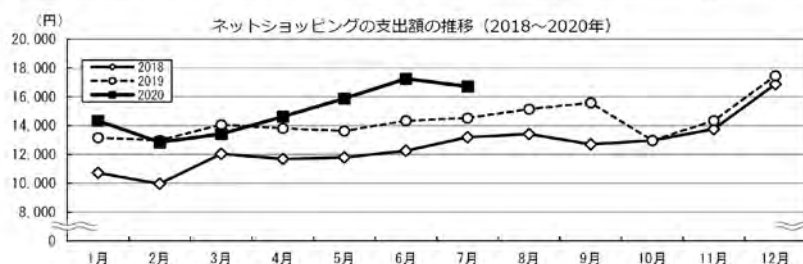
〈コロナの影響によるオンラインショップの売上状況〉

－2020年（令和2年）7月分結果－

○ 支出額（円）

	2020年 7月	2019年 7月	名目増減率 (%)
ネットショッピングの支出額	16,722	14,523	15.1
ネットショッピング利用1世帯当たりの支出額	33,023	33,739	-2.1

総務省「家計消費状況調査（令和2年7月分）」



〈オンラインショップの構築にかかる経費〉

「通販通信」と（株）エルテックスが実施した共同調査「通販関連事業者の通販ビジネス&ソリューションへの意識・課題調査」によると、年商規模が1億円以上のEC・通販事業者がECを開始した初年度にかけた投資総額（システム構築・運用固定費・広告費・コンサル費などを含む）は、1,000万円以上が9割に上る。

（2）「ものづくり・商業・サービス補助金」制度の継続、拡充

- 岩手県では、北上川流域地域において、自動車・半導体関連産業を中心とした急速な産業集積による雇用と生産の拡大が進むとともに、世界最先端の製品が最新の技術で生産されており、県内中小企業が、コロナ禍による影響を乗り越え、取引拡大、業容拡大を行うためには、相応額の投資が必要である。
- 令和2年8月に実施した「県内ものづくり企業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響等に関する調査」では、回答企業中、売上・受注等で「大きな影響がある」「影響がある」と回答した企業は81.8%、「部品調達など生産管理面での影響」があると回答した企業が44.4%であり、依然として厳しい状況にある。
- 一方、今後望まれる支援策としては、「設備導入」と回答した企業は22.3%と「人材確保」とあわせて上位にあり、コロナ禍の影響を受けている中においても、前向きな回答が多くなっている。

（参考）新型コロナウイルス感染症の影響等に関する企業アンケート結果（8月調査：抜粋）

	大きな影響がある	影響がある	あまり影響がない	影響なし・その他
売上・受注等の影響	40.9%	40.9%	15.9%	2.3%
部品調達等の影響	11.4%	33.0%	38.6%	17.0%

	運営資金	設備導入	人材確保	人材育成	その他	特になし
今後望まれる支援策	21.7%	22.3%	22.3%	19.1%	6.4%	8.3%

※ 調査対象企業数526社（うち9/1時点回答企業数88社）

○ 岩手県では、「ものづくり・商業・サービス補助金」は、中小企業を中心に技術開発や生産性の向上に活用されるなど、コロナ禍収束後の将来を見据えた企業競争力の強化を進めるための設備投資等を行う際のインセンティブとして有効な制度となっており、本県中小企業者等のニーズは高く、商工団体や企業からは事業の継続と予算の拡充、補助上限の引き上げなどについて要望があることから、同制度の継続と十分な財政措置等が期待される。

○ 「ものづくり・商業・サービス補助金」

新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

「通常枠」に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者を対象に「特別枠」を設置。

【通常枠】 補助上限:1,000万円 補助率:中小1/2、小規模2/3

【特別枠】 補助上限:1,000万円 補助率:A類型2/3、B・C類型3/4

【事業再開枠(特別枠の上乗せ)】 補助上限:50万円 定額(10/10)

（
 類型A：サプライチェーンの毀損への対応
 類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換
 類型C：テレワーク環境の整備
）

(3) デジタル先端技術の研究開発や実証、専門人材の育成等への支援

- 岩手県では、産業支援機関や研究機関等と連携しながら、デジタルトランスフォーメーションを推進するため、第4次産業革命技術の導入・活用を支援している。

実施項目	取組内容	実施機関
高度技術研修	設計技術・製造技術・評価技術に関する情報提供と人材育成を目的として、毎月テーマを変えて研修を開催 ・振動・音響計測セミナー ・熱分析セミナー ・溶接・接合技術セミナー 等	岩手県工業技術センター 北上オフィスプラザ 岩手県県南技術研究センター
新事業創出・企業連携構築支援	製品開発や新事業創出、企業連携を促進し、設計開発人材の雇用につなげるため、各種セミナーや勉強会の開催、専門家派遣等を支援 ・企業連携構築支援セミナー ・専門人材による助言・指導	いわて産業振興センター 釜石・大槌地域産業育成センター
スマートものづくりワンストップ支援	I o T、A I 等を活用し、生産性向上を進める際に生じる課題解決をワンストップ体制で支援 ・IoT 導入促進セミナーの開催 ・スマートものづくりアドバイザー等による助言・指導 等	いわて産業振興センター 北上オフィスプラザ
求職者向け3Dものづくり研修	求職者に対し、ものづくり企業ニーズに即した3D-CADなどの研修を実施 ・3次元CAM基礎講習 ・3次元CAD活用講習 等	北上オフィスプラザ
A I 人材育成・社会実証支援	産学官連携によるA I 人材育成講座の開催やA I 技術の実証に向けたセミナーを開催 ・A I 技術の社会実証推進セミナー ・A I 人材育成講座	岩手県 一関工業高等専門学校

- 上記事業は、主に「地方創生推進交付金」や厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」の採択を受けて実施しているところであり、事業承認期間満了後においても、継続した支援が必要である。
- また、デジタル先端技術に知見を有する専門家や実践者が県内では少数であることから、首都圏等の専門家の支援や高度技術を有する県外企業との連携が必要である。

5 事業者の事業承継、事業引継ぎに対する支援の拡充

- 岩手県の社長の平均年齢は全国でも上位（帝国データバンク：61.9歳（1位）、東京商工リサーチ：63.70歳（3位））であり、今後、年齢を理由に引退する経営者の増加が予想される。
- 新型コロナウイルス感染症以前に実施した調査では、県内事業者の約4分の1が、事業承継せずに廃業又は事業譲渡の意向を示し、うち約6割は第3者への承継を検討する意向がない。
- 東京商工リサーチが9月に行った調査では、新型コロナの収束が長引いた場合、廃業を検討する可能性がある県内企業は、前月から3.6ポイント増加して10.5%となっており、状況次第ではさらに増加することが懸念されることから、地域経済の活力低下を防ぐため、経営資源の引継ぎを促進・実現するための支援が必要となっている。
- 平成29年度から実施されている事業承継補助金について、事業承継や事業再編・統合による新たなチャレンジを促進するため、一層の支援が必要と考えられる。

対象者	事業承継を行い、承継者が経営革新等に係る取組を行う中小企業 (I型：後継者承継支援型 II型：事業再編・事業統合支援型)
補助対象経費	経営革新に係る事業費（人件費、設備費、原材料費、謝金、旅費、調査費等） 事業所の廃止、既存事業の廃業・集約を伴う場合は、廃業費も対象
補助率	1/2以内。ただし、雇用、生産性向上等の要件を満たす申請は2/3以内
補助上限額	I型 225万円（補助率2/3となる場合は300万円） II型 450万円（補助率2/3となる場合は300万円） 事業所の廃止、既存事業の廃業・集約を伴う場合は、上記と同額を上乗せした額が上限となる。
募集期間	（令和2年度）令和2年4月10日～6月5日

- 新型コロナウイルス感染症への緊急経済対策として令和2年度補正予算で新たに措置された、第三者承継時の専門家活用に係る費用や既存事業の廃業費用を補助する「経営資源引継ぎ補助金」について、継続・拡充が必要と考えられる。

対象者	事業再編や事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う（買い手支援型）又は引継ぎが行われる（売り手支援型）予定の中小企業や小規模事業者
補助対象経費	専門家活用等に係る経費（謝金、旅費、外注費、受託費、システム利用料） 売り手支援型は廃業費用（廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費）も対象
補助率	2/3以内
補助上限額	買い手支援型 200万円 売り手支援型 650万円（廃業費用を活用しない場合は200万円）
募集期間	（令和2年度）令和2年7月13日～8月22日、10月1日～10月24日

6 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続

- 被災事業者の早期事業再開に向けて、グループ補助金が活用されてきたところ。
- 複数年にわたり事業実施できるよう再交付の手続を行うためには、毎年度、そのための予算措置が必要。

《グループ補助金の交付決定状況》

年度	グループ・事業者数	交付決定額
H23	30 グループ 295 者	437 億円
H24	65 グループ 864 者	316 億円
H25	16 グループ 85 者	29 億円
H26	10 グループ 25 者	8 億円
H27	17 グループ 67 者	25 億円
H28	23 グループ 100 者	33 億円
H29	17 グループ 51 者	15 億円
H30	13 グループ 38 者	28 億円
R1	11 グループ 23 者	13 億円
R2	6 グループ 14 者	12 億円
合計	208 グループ 1,562 者	915 億円

《グループ補助金の繰越・再交付の状況》

区分	件数	金額
明許繰越	70 件	36 億円
事故繰越	0 件	0 億円
再交付	31 件	17 億円
合計	101 件	53 億円

※1) 令和2年9月末現在

※2) 金額は県予算ベース

- グループ補助金の交付決定を受け、これから工事を進めようとしている事業者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により、県外の業者と打ち合わせが出来ないことから工期の見直しが必要になるなど、補助事業に影響が生じている事業者が9者あり、再交付が必要である。
- 令和3年度には、商業者を中心に25事業者の交付申請が見込まれている。
- 震災の被害が甚大で、区画整理事業等が令和2年度に完了する地域においては、建物の着工が令和3年度以降となる事業者もあり、県に対してグループ補助事業の継続実施の要望が寄せられている。

7 商工指導団体への支援の拡充

- 毎月、県内の約500者に対し、新型コロナウイルス感染症に伴う影響調査を実施しており、9月末時点の調査において、「既に影響が出ている」が83%、「今後、影響が出る可能性がある」が9%であり、92%の事業者が、影響が出ている又は出る可能性があると回答している。
- 商工指導団体への事業者からの相談件数は増加傾向にあり、5月には4,010件だったものが、8月には5,329件（5月比33%増）となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業者からの相談が増加していることから、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、県内の商工指導団体に相談対応のスタッフの配置や専門家派遣を実施している。
- 令和3年度も事業者からの経営相談が継続するものと見込まれるが、従前より、県の商工指導団体への補助が交付税を上回る状況となっているところに加え、来年度は県税の落ち込みにより県財政が厳しくなることが予想されており、引き続き、相談対応のスタッフの配置や専門家派遣が出来るよう、国の支援が必要である。

【県担当部局】 商工労働観光部 商工企画室、経営支援課、産業経済交流課、ものづくり自動車産業振興室

21 新型コロナウイルス感染症対策に係る 観光需要回復への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの観光関連事業者が厳しい経営状況にあり、また、影響の長期化により観光需要の回復には時間がかかると見込まれます。

今後、観光需要の喚起やインバウンド回復に向けたプロモーションを実施する必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 観光需要回復への支援の継続

経済のV字回復に向けた大きな契機となることが期待される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会や、令和3年4月から9月に予定されている東北デスティネーションキャンペーンを控えており、コロナ禍から立ち直り地域経済の好循環を生み出す観光産業の振興を図るため、GoToトラベル事業など需要を喚起するための支援を継続的に行うよう要望します。

2 インバウンドの回復に向けた支援

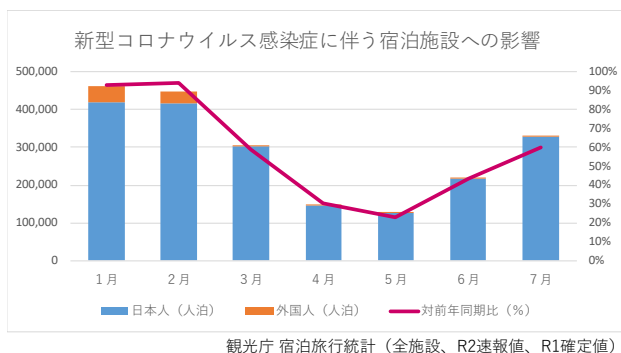
東北観光復興対策交付金等を活用して外国人観光客の誘客促進に取り組み、令和元年の本県の外国人宿泊者数は過去最高を記録していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減少となっています。

今後、インバウンドの早期回復を図るため、海外の旅行会社や外国人個人旅行者向けのプロモーションや受入環境整備を強化する必要があることから、国際観光旅客税等を財源とした新たな交付金制度の創設など、十分な支援策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 観光需要回復への支援の継続

- 宿泊施設 153 社の 2 月～ 6 月の減収額（見込含む）は約 65 億円であった。
- 令和 2 年の宿泊者数は 3 月以降に大幅に減少し、5 月には前年同月比約 20%と大きく落ち込んだ。



- 令和 2 年 1 月から 8 月までの県内延べ宿泊者数は、約 236 万人泊で、前年同期の 55.2%となっているが、この減少のほとんどが新型コロナウイルス感染症が国内に拡大した 3 月以降のものであることから、新型コロナウイルス感染症の影響によるところが大きいと考えられる。

岩手県内の宿泊者数の推移（人泊、日本人及び外国人）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	1-8月計
R2	461,590	449,260	305,110	147,700	127,040	217,380	329,160	318,560	2,355,800
R1	494,980	476,730	518,030	490,380	548,490	498,050	546,750	697,840	4,271,250
R2/R1	93.3%	94.2%	58.9%	30.1%	23.2%	43.6%	60.2%	45.6%	55.2%

観光庁 宿泊旅行統計（全施設、R2速報値、R1確定値）

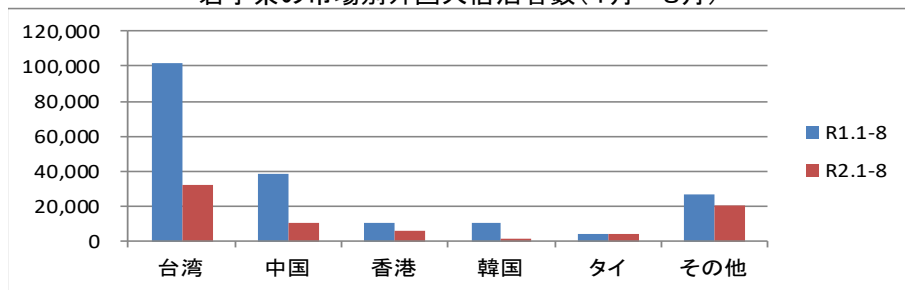
- 岩手県が商工指導団体と連携して実施している事業者の影響調査では、8月の売上が前年同月と比較して「41%以上の減少」と回答した事業者の割合は、宿泊業が 61%、飲食業が 47%、運輸業が 44%で、特に観光関連事業者の割合が高い。
- また、この調査で、事業者が要望する国や県等への支援策で最も多い回答は「景気回復施策」であり、対応が必要である。
- 令和 3 年 4 月から 9 月には、東北 6 県の自治体や観光関係者と JR 6 社などが一体となって行う大型の観光キャンペーン「東北デスティネーションキャンペーン」（東北 DC）を開催することとしており、震災から 10 年の節目に、各県の力をかけ合わせて東北の大きな力にし、東北の魅力を国内外へ発信することによって東北観光のブランド化を推進していく。
- 岩手県では、今後、G o T o トラベル事業などを利用して岩手県を訪れる旅行者に対する、東北 DC 期間の再訪を促すダイレクトな情報発信のほか、首都圏等の旅行会社への訪問営業やメディアキャラバンの実施、海外メディアの招請やオリンピック期間中の東北の情報発信拠点となる「東北ハウス」の開設準備、県内でのおもてなし運動の展開、専門家派遣による地域の魅力の磨き上げなどに取り組むこととしている。
- 岩手県内の G o T o トラベルに登録しているいくつかの宿泊施設への聞き取りでは、9 月の宿泊者のうち概ね 7 割程度が G o T o トラベルを利用しており、教育旅行については、旅行会社によれば、8 月以降に実施した学校のほとんどが G o T o トラベルを利用している。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、4月16日には緊急事態宣言が全国に発せられ、宿泊事業者の経営が深刻な状況となる中、まずは、県と市町村が協調して宿泊助成制度を設け、地域内の需要喚起を図ったが、これら県、市町村の施策に加え、7月からは国のGoToトラベルが動き出し、宿泊者数の回復につながってきており、需要喚起のための継続的な支援が必要である。

2 インバウンドの回復に向けた支援

- 令和元年の岩手県の外国人宿泊者数は約32万5千人泊、東北全体で約168万人泊と過去最高で、本県市場別では多い順に台湾約18万人泊（約56%）、中国約6万人泊（約19%）、香港約2万人（約7%）であった。
- 一方、令和2年は、8月までで岩手県が約7万4千人泊（前年比38.6%）、東北全体で約37万2千人泊（前年比36.6%）と、前年比で大きく減少し、本県市場別では多い順に台湾が約3万2千人泊（前年比約31.3%）、中国が約1万1千人泊（前年比約28.0%）、香港が約6千人泊（前年比56.6%）と、前年と比して大きく減少した。

岩手県の市場別外国人宿泊者数(1月～8月)



観光庁 宿泊旅行統計(従業者数10人以上の施設、R2速報値、R1確定値)

- 平成28年度から令和2年まで、国においては、東北観光復興対策交付金を活用し、平成29年3月に策定した「いわて国際戦略ビジョン」により、外国人宿泊者数が最も多い台湾を最重点市場、実績のある中国、香港、韓国を重点市場、また、冬季スキー客などの増加が期待できる豪州、訪日客数が大きく伸びている東南アジア（タイ、ベトナムなど）を開拓市場として、各市場のニーズに合わせたプロモーションを展開し、外国人観光客の誘致拡大に取り組んできたところ。今後、大幅に減少した外国人観光客の早期回復を図るため、各市場に対するプロモーションの強化や受入環境整備が重要であることから、国際観光旅客税等を財源とした新たな交付金制度の創設など、今後も継続した支援が必要である。

○東北観光復興対策交付金の状況(億円)

	H28	H29	H30	R1	R2	合計
国予算	40.65	32.65	32.65	32.09	20.94	158.98
岩手県配分	6.7	5.5	4.9	4.9	3.3	25.3

○国際観光旅客税の状況(億円)

	H30	R1	R2
歳入	6.9	500.0	540.0

※H31.1.7から導入
(決算) (最終予算) (現計予算)

【県担当部局】 商工労働観光部 観光・プロモーション室

22 新型コロナウイルス感染症対策に係る 公共交通事業者に対する財政支援

地方において赤字路線を運行する路線バス事業者や第三セクター鉄道事業者等の公共交通事業者においては、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、厳しい経営状況に置かれています。

こうした中で、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛等により、利用者が大幅に減少しており、また、輸送需要の回復には時間を要すると見込まれることから、経営に重大な影響が生じることが懸念されるところです。

こうした状況を踏まえ、岩手県においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、公共交通事業者が行う感染防止対策に対する補助金や、運行を支援するための交付金等により、公共交通事業者が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、安全かつ安定した運行が維持できるよう支援を行っているところですが、公共交通事業者においては、未だ事業収入の減少が続いていることから、一層の経営上の財政支援を行っていく必要があります。

つきましては、公共交通事業者が、今後も地域公共交通の持続的な運行を確保できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共交通事業者に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、輸送需要の大幅な減少に直面している鉄道、路線バス、タクシー、航空の公共交通事業者が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 新型コロナウイルス感染症による影響

(1) 三陸鉄道(株)の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

	令和2年2～8月	平成31年2～8月	前年同期増減	増減率
定期	52,062	67,319	▲15,257	▲22.7
定期外	80,233	268,688	▲188,455	▲70.1
合計	132,295	336,007	▲203,712	▲60.6

(2) IGR いわて銀河鉄道(株)の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

	令和2年2～8月	平成31年2～8月	前年同期増減	増減率
定期	308,896	342,476	▲33,580	▲9.8
定期外	209,033	376,476	▲167,443	▲44.5
合計	517,929	718,952	▲201,023	▲28.0

(3) 路線バス（県内の主要な路線バス事業者の3社）の運送収入の状況

(単位：千円)

	令和2年2～8月	平成31年2～8月	前年同期増減	増減率
定期	414,121	450,632	▲36,511	▲8.1
定期外	1,790,291	3,045,421	▲1,255,129	▲41.2
合計	2,204,412	3,496,053	▲1,291,640	▲36.9

(4) タクシー事業者（県内タクシー事業者5社のサンプル調査）の旅客運賃収入の状況

(単位：千円)

	令和2年2～8月	平成31年2～8月	前年同期増減	増減率
5社計	402,575	621,736	▲219,161	▲35.2
1社平均	80,515	124,347	▲43,832	▲35.2

(5) 航空事業者の状況

ア 国内定期利用者数（単位：人）

令和2年2～9月	平成31年2～9月	前年同期増減	増減率
97,251	315,023	▲217,772	▲69.1%

イ 運航状況（9/10 現在）

<国内定期便の運航状況>

路線	運航状況（11/1以降の減便状況）	今後の見込み
札幌線	8/1～運航再開（通常：3往復6便/日） 1往復2便/日 11/1, 4～9, 11～22, 25～30 2往復4便/日 11/2, 3, 10, 23, 24	12/1以降の減便は未定
名古屋線	8/1～運航再開（通常：4往復8便/日） 3往復6便/日 11/18, 30	12/1以降の減便は未定
大阪線	8/1～運航再開（通常：4往復8便/日） 2往復4便/日 11/7, 9, 11, 14, 16, 18, 20, 25, 27 3往復6便/日 11/1～4, 6, 8, 10, 12, 13, 15, 17, 19, 21～24, 26, 28 4往復8便/日 11/5, 29	12/1以降の減便は未定
福岡線	8/1～運航再開（通常：1往復2便/日） 11/1以降の減便はなし	12/1以降の減便は未定

＜国際定期便の運航状況＞

便名 (航空会社)	運航状況	運休期間	運休便数 (年間運航便数)	備考
上海線 (中国東方航空)	週2往復4便 (水・土)	R2.2.8～12.31	94往復188便 (104往復208便)	座席を買取っている 安比高原が運航再開 に向け交渉を行っている
台北線 (タイガーエア台湾)	週2往復4便 (水・土)	R2.3.4～12.31	87往復174便 (104往復208便)	
計			181往復362便 (208往復416便)	

2 県の公共交通事業者に対する支援

(1) 地域企業経営継続支援事業費補助金(地域企業感染症対策等支援事業)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する経費を補助
- ・ 定額(上限額:1事業所当たり10万円)

(2) 運行支援交付金

- ・ 公共交通事業者の安全かつ安定した運行の維持・確保のための交付金
- ・ 鉄道事業者:定額(三陸鉄道190,000千円、IGRいわて銀河鉄道170,000千円)
- ・ バス事業者:車両1台当たり30万円(予算額210,000千円)
- ・ タクシー事業者:車両1台当たり5万円(予算額110,750千円)

(3) いわて銀河鉄道利用促進協議会負担金

- ・ IGRいわて銀河鉄道の利用促進を図るための県と沿線市町で構成する協議会への負担金
- ・ 負担額:15,000千円

(4) 交通系ICカードシステム整備費補助

- ・ 乗合バス事業者が行う交通系ICカードのシステム整備に要する経費を補助
- ・ 補助率:1/6(予算額98,788千円)

3 課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、輸送需要が大幅に減少している地域公共交通の安全かつ安定した運行を確保するためには、公共交通事業者の経営の維持や安定化に向けた一層の支援が必要な状況にあり、そのためには、地方のみならず、国の支援が必要であること。

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

23 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長・拡充等

県民の生命や財産を守る防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を推進するとともに、人口減少や巨大災害の発生などの課題に対し、生産性の向上や交流人口の拡大による地域の活性化に資する社会資本の整備を推進していく必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の延長・拡充

近年、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守るため、防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を推進していく必要があることから、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」について、対象事業を拡充するなど内容を充実の上、さらに5か年延長するよう要望します。

また、同緊急対策に関連する各事業の予算・財源については、令和3年度以降、その必要額を別枠で確保するとともに、地方自治体が実施する国土強靱化に資する事業に対して、緊急自然災害防止対策事業債等の地方財政措置を延長するよう要望します。

2 公共事業予算の安定的・持続的な確保

地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を上積みして確保するとともに、地方自治体への補助及び地方財政措置を拡充していただくよう要望します。

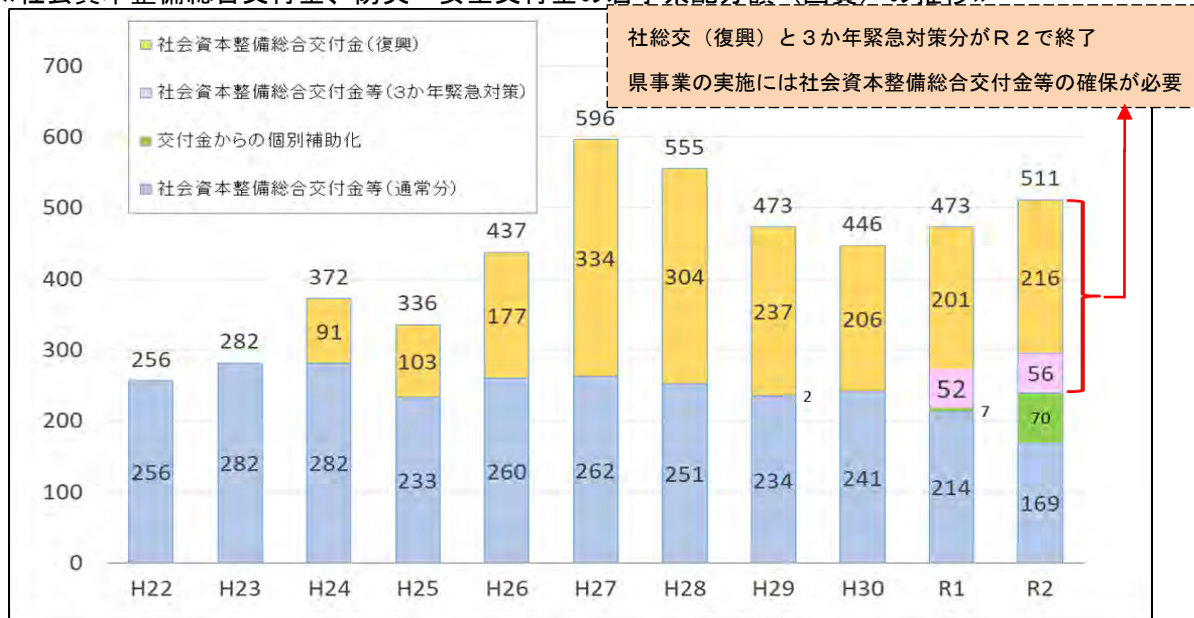
その上で、県内の公共事業に係る予算は、復興事業の完了に伴い、令和3年度以降大幅な減少が懸念されることから、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等の通常予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の岩手県配分額については、通常分に加え緊急対策分の配分がなされていることにより震災前の規模を上回っている状況であり、3か年緊急対策終了後も、引き続き予算の確保が必要。

また、直轄事業同様、令和3年度は、復興事業の完了に伴う急激な事業費の減少が懸念されることから、通常分の予算の確保が必要。

《社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の岩手県配分額（国費）の推移》

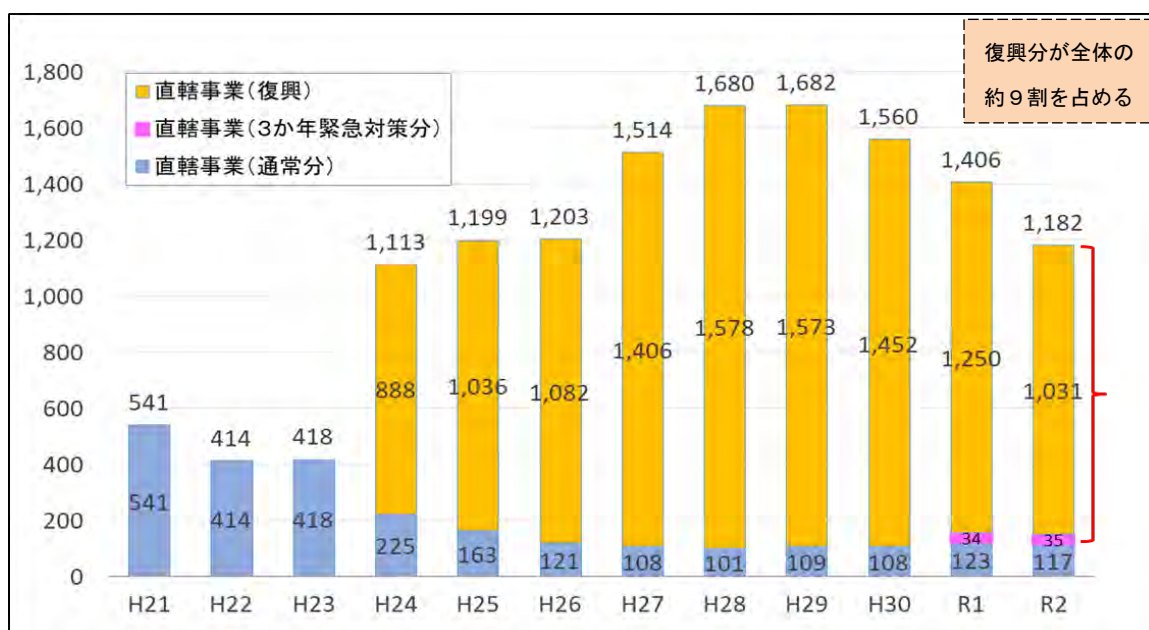


- ※ 金額は当初配分の額で、県・市町村の合計額。
- ※ H23、H24については、地域自主戦略交付金を含む。

出典：当初予算 社会資本整備総合交付金の配分 等

- 直轄事業費（通常分）の岩手県分については、震災前を大幅に下回る規模で推移しており、特に令和3年度は、復興事業の完了に伴う急激な事業費の減少が懸念。

《直轄事業費の岩手県分の推移》



- 平成 30 年 12 月 14 日、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定され、平成 30 年度から令和 2 年度までの間、防災のための重要インフラや国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持に取り組むこととされた。
- 近年、国の公共事業関係費は 6 兆円程度で推移していたが、令和元年度当初予算では、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」などの臨時・特別の措置により、対前年度 16% 増の総額約 6 兆 9 千億円となり、令和 2 年度当初予算においても同規模の予算が確保された。

《国の公共事業関係費（当初予算）の推移》 (国費：兆円)

H9 (ピーク)	H27	H28	H29	H30	R1	R2
9.7	6.0	6.0	6.0	6.0	6.9 (0.8)	6.9 (0.8)
	前年度比 1.00	1.00	1.00	1.00	1.16	1.00

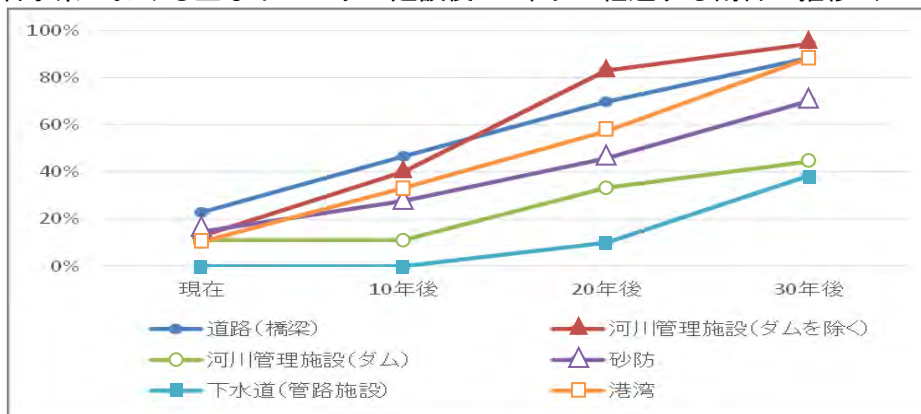
※ () は、全体のうち「臨時・特別の措置」分

※ 「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」初年度の平成 30 年度は、補正予算で約 1 兆円が措置された。

出典：国土交通省 公共事業関係費（政府全体）の推移

- 地方創生の基盤となる社会資本の整備や、国土強靱化に資する防災・減災対策、インフラ老朽化対策等にスピード感を持って取り組むための予算確保が必要。

《岩手県における主なインフラの建設後 50 年以上経過する割合の推移（H27 推計）》



出典：岩手県公共施設等総合管理計画

- 広大な県土を持つ岩手県においては、社会資本の更なる整備が必要であり、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」の計画期間終了後においても、対象事業を拡充するなど、引き続き、国土強靱化の取組を進めていくことが必要。

《防災減災対策のための地方債（事業期間は全て令和 2 年度まで）》

事業名	対象事業	充当率	交付税措置率
緊急防災・減災事業	不特定多数の者が利用する施設の耐震化等	100%	70%
緊急自然災害防止対策事業	「3 か年緊急対策」と連携して行う単独事業		
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	「3 か年緊急対策」に基づく国直轄、補助事業		50%

- また、防災・減災対策と併せて、生産性の向上や民間投資の誘発など経済の活性化に直結する社会資本の重点的な整備が必要。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室